

一般廃棄物処理基本計画

平成 20 年 3 月

日 高 町

目 次

第1章 総 論

1 計画策定の趣旨	1-1
（1）計画策定の背景・目的	1-1
（2）計画の位置付け	1-2
2 計画の期間及び範囲	1-3
（1）計画の期間	1-3
（2）計画の範囲	1-3

第2章 地域の概況

1 自然特性	2-1
（1）地理的特性	2-1
（2）気 象	2-1
2 社会特性	2-2
（1）人口、世帯数	2-2
（2）産 業	2-3
（3）土地利用	2-5
3 将来計画	2-6

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状	3-1
（1）ごみ処理の沿革	3-1
（2）ごみ発生量の実績及びその性状	3-2
（3）ごみの減量化・再生利用の実績	3-7
（4）ごみ処理の実績	3-10
（5）ごみ処理の体制	3-16
（6）国、県の動向等	3-18
（7）ごみ処理の問題・課題の抽出	3-21
2 アンケート調査	3-23
（1）実施の目的	3-23
（2）実施概要	3-23
（3）調査結果の概要	3-23
3 基本方針及び減量化目標の設定	3-29
（1）基本方針	3-29
（2）ごみ量の見通し	3-33
（3）減量化目標の設定	3-36
4 ごみの排出抑制のための方策	3-41

(1) 行政における役割、方策	3-41
(2) 住民における役割、方策	3-41
(3) 事業者における役割、方策	3-42
5 分別収集計画	3-44
(1) 容器包装廃棄物	3-44
(2) ごみの分別区分	3-45
6 ごみの適正処理計画	3-45
(1) 収集・運搬計画	3-45
(2) 中間処理計画	3-46
(3) 再生利用計画	3-46
(4) 最終処分計画	3-47
(5) 適正処理困難物等	3-48
(6) 災害廃棄物	3-48
(7) 不法投棄防止対策	3-48
7 計画の推進	3-49
(1) 計画の推進状況の把握	3-49
(2) 計画の見直し	3-49

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状	4-1
(1) 生活排水処理の体系	4-1
(2) 生活排水処理の状況	4-3
2 基本方針	4-12
(1) 生活排水処理に係る基本理念	4-12
(2) 生活排水処理の基本方針	4-12
3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し	4-13
(1) 生活排水処理形態別人口の見通し	4-13
(2) し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し	4-15
4 生活排水の処理計画	4-17
(1) 生活排水（水洗便所し尿・生活雑排水）の処理計画	4-17
(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	4-19
(3) その他	4-20

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景・目的

高度経済成長期からバブル期の産業構造、経済システム、ライフスタイルの変化に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムは、ごみの排出量の増大や質の多様化をもたらし、さらに、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の発生や最終処分場の確保など、ごみ処理問題に深刻な影響を及ぼしてきています。

今後、人類が持続的に発展するためには、現在の社会経済システムを抜本的に改め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」に転換していく必要があると言われていています。

わが国では、このような大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を見直し、物質循環を確保し、天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現を目的として、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定されました。さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）や容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）等に代表される各種リサイクル関係法令も整備され、適正な運用が行われるよう逐次改正（見直し）が進められています。

また「循環型社会」の実現は、地球温暖化防止の観点からも重要であり、温室効果ガスの長期的・継続的な排出量削減を目的として、COP3（第3回気候変動枠組条約締約国会議）において採択された京都議定書が平成17年2月に発効され、地球温暖化問題への対応が必要とされています。その中で、特に廃棄物の焼却に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減に向けて、市町村には、廃棄物の中で一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「生活排水」に分けられる。）の排出抑制・再使用・再生利用の推進が求められています。

したがって、まず、できる限りごみの排出を抑制し、次に、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的利用を徹底した上で、最終的に残るものについては、適正な処分を確保することが基本となります。

また、生活排水については、公衆衛生の改善の立場から始まり、近年では水質の保全・改善及び生活環境の向上の立場から、農業・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備のように地域の実情に即した適正な処理を推進しています。しかしながら、し尿の汲み取りや単独処理浄化槽を設置している家庭のように、生活雑排水（日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などの排水）を未処理のまま公共用水域に排出されている地域が残っており、河川等の水質汚濁が懸念されている状況です。

このような背景のもと、本計画は、一般廃棄物の循環型処理を目標として、本町におけるごみの排出抑制、再生利用、適正処理及び生活排水処理の推進を図るために、周辺自治体の状況や上位計画との整合性を配慮しつつ、長期的かつ総合的視野に立って今後の基本的な方針を定め、それに基づく各種施策を立案するものです。

(2) 計画の位置付け

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされています。

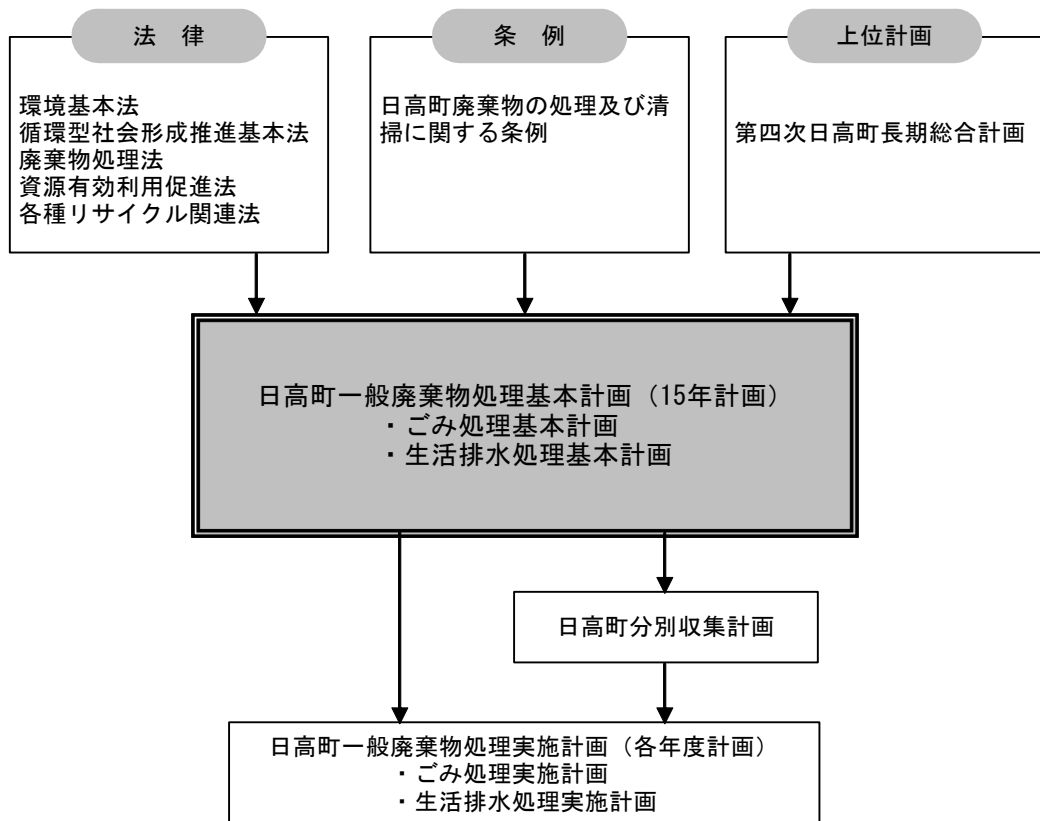
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第1条の3で一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により廃棄物処理法第6条第2項に掲げる事項を定めるものとされています。

したがって、一般廃棄物処理計画は、図に示すように①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれごみ処理に関する部分及び生活排水処理に関する部分から構成されています。

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するとともに、本町の上位計画である「第四次日高町長期総合計画」に定められている一般廃棄物の処理等に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本町の一般廃棄物処理に関する最上位計画となるものです。

また、計画策定にあたっては、国や和歌山県が定める基本方針や各種関連計画との整合に十分配慮するものとします。

■ 計画の位置付け



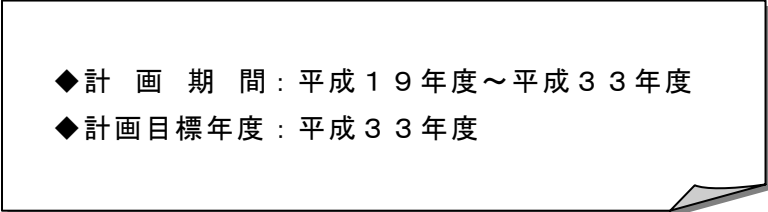
2 計画の期間及び範囲

(1) 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画は、国が定めるごみ処理基本計画策定指針（衛環第83号・平成5年3月15日）及び生活排水処理基本計画策定指針（衛環第200号・平成2年10月8日）により10年から15年の長期計画とし、概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定時の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

本計画では、計画策定年度である平成19年度を初年度とし、15年後の平成33年度を計画目標年度とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直すものとします。

- 
- ◆ 計 画 期 間：平成19年度～平成33年度
 - ◆ 計画目標年度：平成33年度

(2) 計画の範囲

本計画の範囲は、行政区域全域とし、区域内で発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とします。

第2章 地域の概況

1 自然特性

(1) 地理的特性

本町は、北は由良町、東は広川町、日高川町、南は御坊市、美浜町に隣接し、西は紀伊水道に面しています。

紀伊半島西部海岸沿いのほぼ中間点に位置し、総面積は46.42km²です。町域の約3分の2は森林が占めており、海岸線は浜部と岩礁部からなるリアス式海岸で風光明媚な海岸線を形成しています。

■ 日高町の位置図



(2) 気象

黒潮暖流の影響で、年平均気温が約16℃と温暖な気候であり、冬でも霜が降りることはほとんどありません。また、年間降水量も比較的多く、かつ日照時間が長く良好な気象条件です。

■ 気象の状況

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高気温	最低気温	
平成14	16.1	34.1	-2.8	1,356
平成15	15.9	35.0	-4.1	2,381
平成16	16.7	34.7	-3.1	1,791
平成17	15.7	35.5	-2.2	1,321
平成18	16.0	36.0	-2.7	2,353

資料：和歌山地方気象台 川辺観測所

2 社会特性

(1) 人口、世帯数

本町の人口は、年々増加傾向にあり、平成17年で7,344人と平成7年に対して6%の増加となっています。年齢別人口では、老年人口の占める割合が平成17年で26.6%と年々上昇しているのに対し、年少人口の占める割合は15.9%と年々減少し、少子高齢化が進行しています。

世帯数は、平成17年で2,480世帯と平成7年に対して14%の増加を示していますが、1世帯当たりの人口は減少してきており、平成17年で3.0人/世帯となっています。

■人口の推移

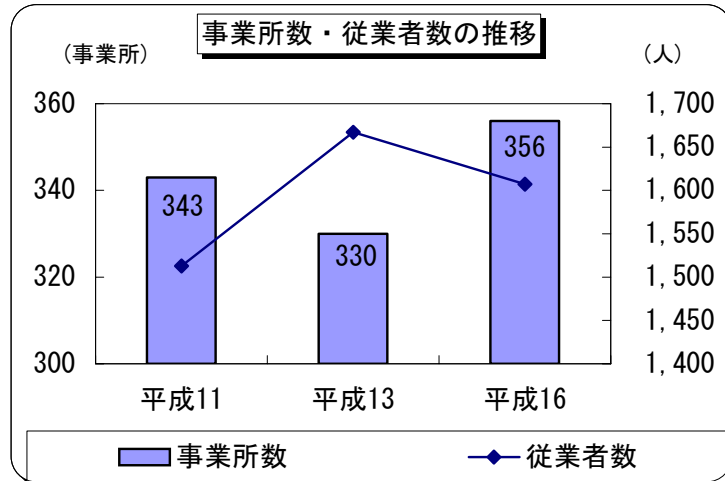
区分\年次		H7	H12	H17
人口(人)		6,926	7,148	7,344
世帯数(世帯)		2,182	2,317	2,480
1世帯当り人口(人/世帯)		3.2	3.1	3.0
年齢別人口	年少人口(～14歳)	1,138	1,185	1,165
	構成比	16.4%	16.6%	15.9%
	生産年齢人口(15～64歳)	4,202	4,189	4,224
	構成比	60.7%	58.6%	57.5%
	老年人口(65歳～)	1,586	1,774	1,955
	構成比	22.9%	24.8%	26.6%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 産 業

① 事業所数

本町における事業所数（民間）は、調査対象年次の平成11年343事業所、平成13年330事業所、平成16年356事業所で、平成13年に一旦減少しましたが、平成16年に再び増加しています。平成16年の内訳は、卸売・小売業が最も多く、次いでサービス業、建設業となっています。

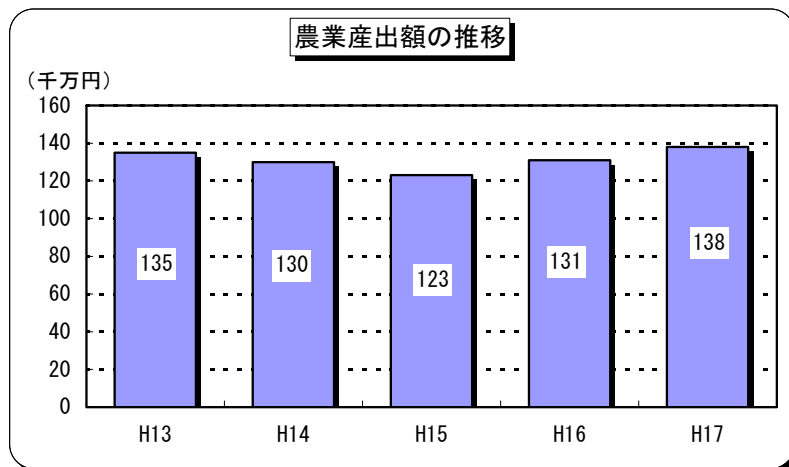


資料：「事業所・企業統計調査」総務省統計局

② 農 業

本町の農業産出額は、減少傾向にありましたが、平成15年に増加に転じ、平成17年で13億8千万円となっています。

本町の基幹産業である農業は、水稻を中心に野菜、花き、果樹などの複合経営が行われており、特に野菜については県下の産地を形成するミニトマトやきゅうりなどの施設野菜、露地では豆類、ブロッコリーなどが栽培されています。

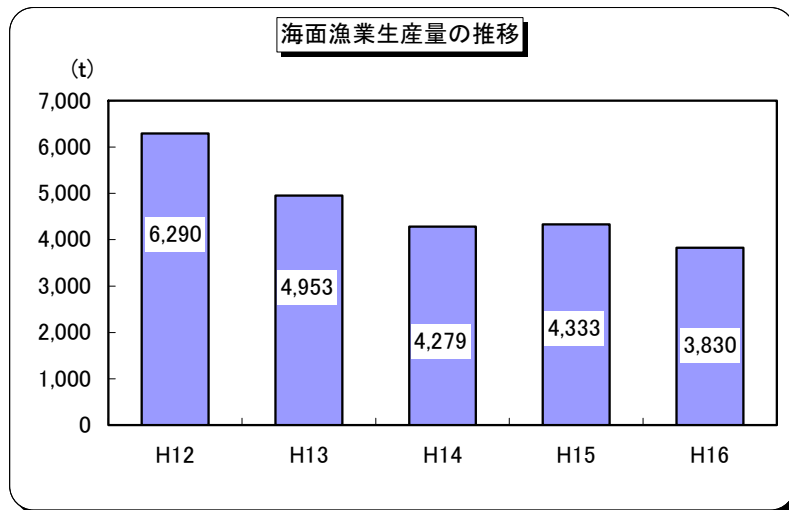


資料：生産農業所得統計 各年12月31日現在

③ 漁業

本町の海面漁業生産量の推移を見ると、減少傾向を示しており、平成16年で3,830tとなっています。

本町の漁業は、瀬戸内海と太平洋海域にまたがる紀伊水道に面しており、好漁場に恵まれ、磯根資源も豊富であるという地理的条件などによって発展し、一本釣り・刺し網・巻き網・採貝などを主とする典型的な沿岸漁業で、中でも巻き網漁業は漁獲量の9割以上を占めています。

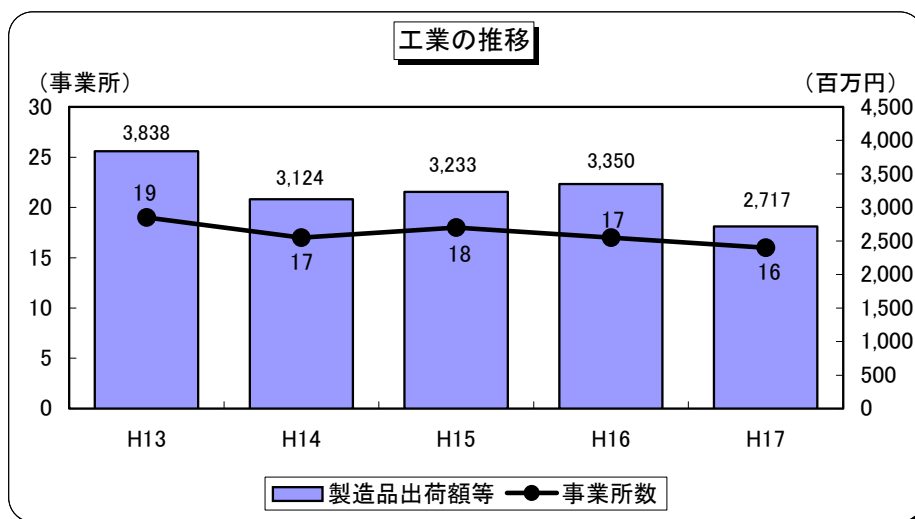


資料：農林水産省 近畿農政局和歌山農政事務所「和歌山県漁業の動き」

④ 工業

本町の工業事業所数（従業員4人以上）は、平成17年で16事業所であり、減少傾向となっています。また、製造品出荷額は多少の増減はあるものの概ね減少傾向を示しており、平成17年で約27億円です。

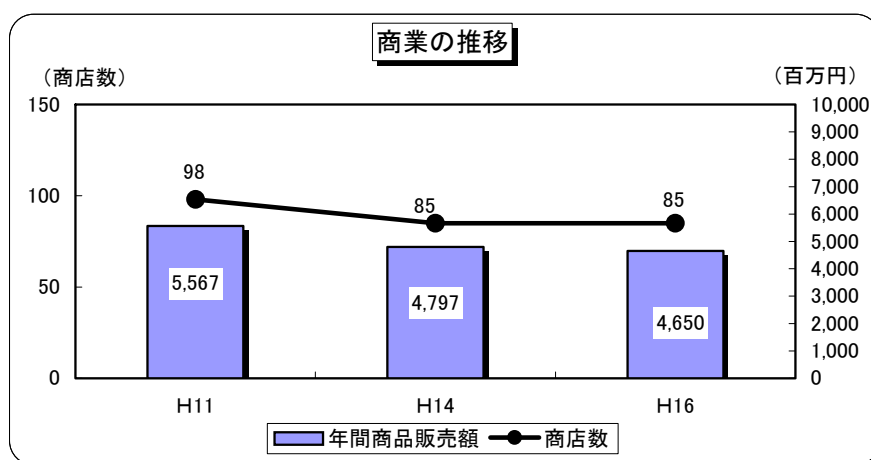
本町の工業は衣服製造業の事業所が比較的多く立地しているという特徴があります。



資料：工業統計調査（各年12月31日現在）

⑤ 商業

本町の商店数および年間販売額は、ともに調査対象年次ごとに減少傾向を示しており、平成16年の商店数は85店、年間販売額は約46億円となっています。



資料：商業統計調査（各年6月1日現在）

(3) 土地利用

本町の地目別面積をみると、最も多いのは山林で72.7%、次いで田12.1%となっています。

■地目別面積（非課税地積及び評価総地積の計）

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積 (千㎡)	5,633	1,679	1,532	57	33,702	355	196	3,266	46,420
構成比 (%)	12.1	3.6	3.3	0.1	72.7	0.8	0.4	7.0	100.0

資料：平成18年和歌山県統計年鑑（和歌山県市町村課）

3 将来計画

本町では、第四次日高町長期総合計画が策定され、将来像を「人と自然が共生し、豊かであるおいのあるまち“ホッとタウン・ひだか”」とし、以下のようなまちづくりの方向を示しています。

■将来像

人と自然が共生し、豊かであるおいのあるまち
“ホッとタウン・ひだか”

■まちづくりの方向

- 1) まちづくりの主体となる人づくりに努める
- 2) 一人ひとりの自立した生活を支える
- 3) 一人ひとりが安心できる環境づくりに努める
- 4) 一人ひとりの暮らしの基盤を整備する
- 5) まちづくりを一体となって進めていく

本計画に関連する事項としては、上記のうち「3) 一人ひとりが安心できる環境づくりに努める」のうちの1項目として挙げられています。

3)一人ひとりが安心できる 環境づくりに努める	3-3 生活環境の充実 3-3-1 ごみ処理体制の充実 (1) ごみの減量化・再資源化の推進 (2) 処理体制の充実 3-3-2 生活排水処理の充実 (1) し尿処理の推進 (2) 生活排水処理の推進
----------------------------	--

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の沿革

本町では以下に示すとおり、ごみの収集方法や有料化についての変更を行い、現在に至っています。

■ごみの収集方法の変更や有料化の経緯

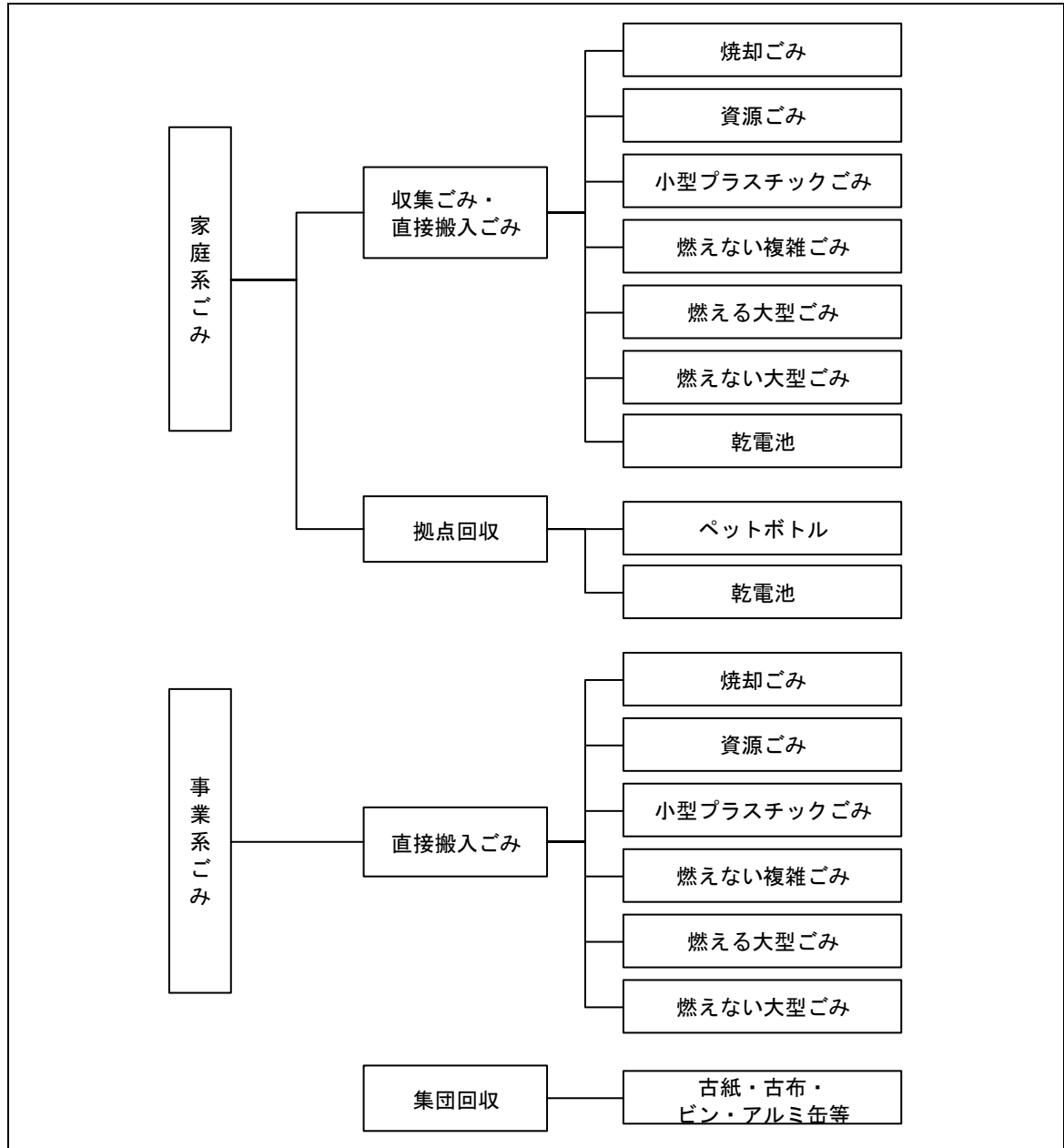
年 月	内 容
昭和60年 11月	廃乾電池回収箱を町内に設置。町役場内に使用済廃乾電池回収庫を設置。
平成 4年 4月	生ごみ処理容器設置に対する補助を開始。
平成 8年 6月	指定袋・ステッカー制を導入。(大型ごみはステッカー制)
平成10年 4月	リサイクルを組み込んだ5種分別実施。
平成12年 4月	容器包装リサイクル法の完全実施に伴い、ペットボトルの拠点回収を開始。資源の有効利用及び再利用化に取り組む。
平成13年 4月	家電リサイクル法が始まり、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機が対象品目に指定。
平成15年 10月	家庭のパソコンを再資源化するためのパソコンリサイクルが開始。
平成16年 4月	家電リサイクル法の指定品目に冷蔵庫が追加。
平成17年 4月	御坊広域清掃センターに廃プラスチック処理施設が整備され、6種分別実施。(小型プラスチックごみを追加。)

(2) ごみの発生量の実績及び性状

① ごみの分別区分

本町の現状における家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のとおりです。

■ ごみの分別区分



■ごみの分別区分

ごみの種類	内 容	具体内容
焼却ごみ	台所からでる生ごみやトレイ類、衣類、雑誌類、古着類等の小さな燃えるごみ	台所からでるごみ（生ごみ、トレイ類、玉子ケース等） 衣類（ボロ布・古着等） 新聞・雑誌・ダンボール類（牛乳パック等）（ダンボールは30cm角に切る） はきもの類（靴・スリッパ・長靴） その他（紙おむつ、使い捨てカイロ、生花、ぬいぐるみ）（はぎれ、ひも等は細かく切る）
小型プラスチックごみ	ボトル類、フタ、文具・玩具等日用品、その他プラスチック	ボトル類（洗剤、シャンプー・リンス） ふた（チューブのふたやシャンプー・洗剤のキャップ、ペットボトルのふた、入浴剤のふた、インスタントコーヒーのふた） 文具・玩具（ボールペン・定規・筆箱・下敷き、じょうろ・プランター、浮き輪・レジャーシート・レコード） 日用品（菓子箱、プラスチック製食器） その他プラスチック（プラスチック製植木鉢、ポリ容器・発泡スチロール）
燃えない複雑ごみ	金属・ガラスが混在したプラスチック製品、割れたガラス食器類	金属が混在するプラスチック製品（カセットテープ・ビデオテープ・テープ、使い捨てライター、傘） 割れたガラス等（セトモノ類（茶わん・皿）、植木鉢、板ガラス） その他（蛍光灯、カセットコンロ、針金ハンガー、カミソリ、ノコギリ・かま等、包丁、おもちゃ《金属含む》、時計）
燃える大型ごみ	タンス等の木製家具類、ふとん等寝具類、木材等の廃材類	木製家具類（タンス、イス、ふすま・障子） じゅうたん類（ふとん・毛布、ジュウタン、タタミ《半分に切る》、マットレス） 乾燥した廃材類（木材、丸木、植木の枝、木切れ《直径15cm以下、1m以内》）
燃えない大型ごみ	掃除機等の電化製品類、ロッカー等のスチール製品類、自転車类等	スチール製品類（デスク・イス、ロッカー） 電化製品類（扇風機、電気ポット、ドライヤー、ラジカセ、掃除機） その他（自転車、石油ストーブ、大型プラスチック容器、ガステーブル、コンテナ類、一斗缶、トタン、物干しざお・鉄パイプ）
資源ごみ	ジュースカン等の空きカン類、ビン類、クッキー等のカン類	空カン類 ビン類 菓子等のカン類 やかん等の金属類
ペットボトル	（拠点回収）	回収箱設置場所：Aコープひだか店
乾電池	（拠点回収）	回収箱設置場所：電気店等 及び年2回の指定日に大型ごみ置き場にて回収

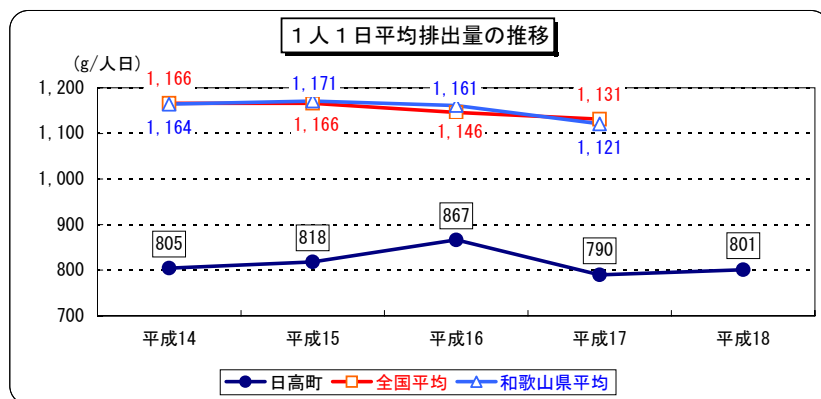
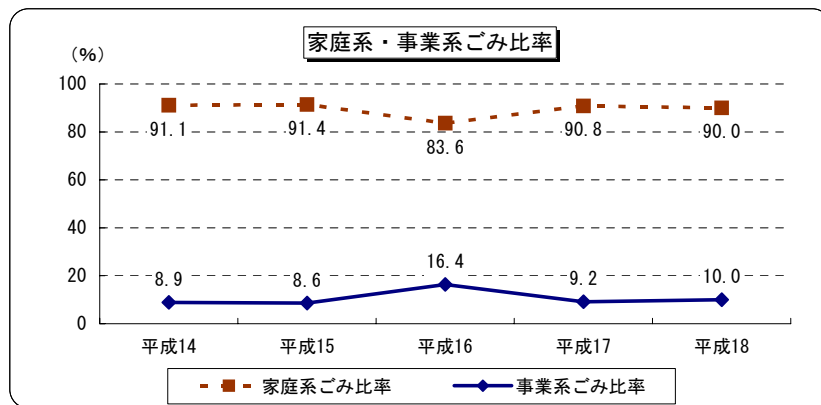
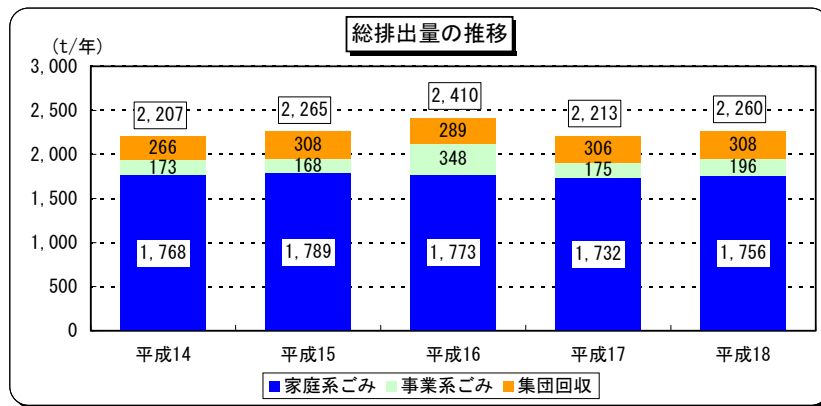
出典）「家庭のごみのわけ方」より

② 種類別排出量

本町の総排出量（家庭系ごみ量＋事業系ごみ量＋集団回収量）は、平成16年度まで増加し、平成17年度に減少しましたが、その後ほぼ横ばいとなっており、平成18年度で2,260 t/年となっています。

家庭系ごみ量は過去5年間で概ね横ばいですが、事業系ごみ量は平成16年度をピークとして増減しています。家庭系ごみ量と事業系ごみ量の割合は、平成16年度に事業系ごみの比率が16.4%まで増加しましたが他は概ね横ばいで、平成18年度で90.0%：10.0%となっています。

また、1人1日平均排出量（集団回収量含む。）は、平成16年度まで増加し、平成17年度に減少しましたが、平成18年度には再び増加しています。平成17年度現在で790 g/人日となっており、全国平均（1,131 g/人日）や和歌山県平均（1,121 g/人日）を大きく下回っています。



■ごみ排出量の実績

項目\年度		単位	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	
計画収集人口		人	7,513	7,562	7,620	7,677	7,730	
自家処理人口			0	0	0	0	0	
総人口			7,513	7,562	7,620	7,677	7,730	
収集 ごみ	可燃ごみ	t/年	1,386	1,403	1,396	1,401	1,412	
	不燃ごみ		70	80	82	38	40	
	資源ごみ		164	155	150	130	130	
	プラスチックごみ		0	0	0	28	34	
	粗大ごみ		67	72	71	63	68	
	合計		1,687	1,710	1,699	1,660	1,684	
	可燃ごみ	g/人日	505.4	506.9	501.9	500.0	500.5	
	不燃ごみ		25.5	28.9	29.5	13.6	14.2	
	資源ごみ		59.8	56.0	53.9	46.4	46.1	
	プラスチックごみ		0.0	0.0	0.0	10.0	12.1	
	粗大ごみ		24.4	26.0	25.5	22.5	24.1	
	合計		615.2	617.8	610.9	592.4	596.9	
	直接搬入ごみ		t/年	254	247	422	247	268
			g/人日	92.6	89.2	151.7	88.1	95.0
排出量 (=収集+直搬)		t/年	1,941	1,957	2,121	1,907	1,952	
		g/人日	707.8	707.1	762.6	680.6	691.8	
家庭系ごみ		t/年	1,768	1,789	1,773	1,732	1,756	
		g/人日	644.7	646.4	637.5	618.1	622.4	
事業系ごみ		t/年	173	168	348	175	196	
		g/人日	63.1	60.7	125.1	62.5	69.5	
集団回収量		t/年	266	308	289	306	308	
		g/人日	97.0	111.3	103.9	109.2	109.2	
自家処理量		t/年	0	0	0	0	0	
		g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
総排出量		t/年	2,207	2,265	2,410	2,213	2,260	
		g/人日	804.8	818.4	866.5	789.8	801.0	

資料) 一般廃棄物処理事業実態調査票(平成14~18年度)

注) 1人1日平均排出量(g/人日)は、年間量÷人口÷365日として算出した。

ただし平成15年度は366日とした。

③ ごみの性状

本町の焼却ごみを処理している御坊広域清掃センターにおける焼却ごみの組成の推移によると、年度によりばらつきが見られるものの、紙・布類の占める割合が最も高くなっています。平成18年度では紙・布類57.9%、次いでビニール・合成樹脂等のプラスチック類の23.0%、厨芥類の11.7%となっています。

■ 焼却ごみの性状（御坊広域清掃センター）

区分\年度		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
ごみの組成 (%)	紙、布類	58.4	50.6	70.7	41.4	57.9
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	17.7	6.9	17.3	22.0	23.0
	木、竹、わら類	19.1	27.2	3.1	9.7	3.0
	厨芥類	1.9	4.5	7.4	17.6	11.7
	不燃物類	1.4	1.8	0.3	3.9	0.8
	その他	1.5	9.0	1.2	5.4	3.6
三成分 (%)	水分	42.5	60.4	47.1	43.9	47.5
	灰分	8.3	4.3	4.9	7.5	5.2
	可燃分	49.2	35.3	48.0	48.6	47.3
単位容積重量 (kg/m ³)		200	292	193	175	167
低位 発熱量	(kcal/kg)	1,957	1,200	1,877	1,923	1,840
	(kJ/kg)	8,191	5,023	7,856	8,051	7,702

※各年度とも年3回の平均値。低位発熱量は計算値。

(3) ごみの減量化・再生利用の実績

① 家庭用生ごみ処理機器購入に対する助成

本町では、「日高町小規模環境施設整備事業」として、生ごみ処理容器を購入し、家庭内で生ごみを自家処理しようとする住民に購入費用の一部を補助しています。

■家庭用生ごみ処理機器購入に対する補助の内容

<p>生ごみ処理容器（屋外型・屋内型）と電気式生ごみ処理容器の2種類を補助対象としています。</p> <p>販売店で購入した生ごみ処理容器について、購入価格の2分の1以内（限度額10,000円）を補助しています。</p>
--

② 資源集団回収活動に対する助成

本町ではごみ減量化及び資源の有効利用を促進し、併せてごみ及び資源に関する町民意識の高揚を図るため、地域住民団体が自主的に実施する資源ゴミの集団回収に対し、資源ごみ集団回収奨励金交付を行っています。

■資源集団回収助成金交付内容

区 分	助成の対象となる回収資源	助成の金額
資源ごみ集団回収奨励金交付要綱に基づき登録を受けた団体	紙類（新聞・雑誌・ダンボール）、布類、リサイクルできるビン・アルミ缶	資源の重量1kgにつき15円

■集団回収実績

項目\年度	単位	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
紙類	t/年	233	304	271	286	291
金属類		0	0	0	0	4
ガラス類		0	0	0	0	0
ペットボトル		0	0	0	0	0
プラスチック		0	0	0	0	0
布類		0	0	13	16	13
その他		33	4	5	4	0
合計		266	308	289	306	308

③ 資源ごみ分別収集の推進

本町では、資源ごみ（空き缶類、ビン類等）の分別収集を実施しています。

■資源ごみ分別収集実績

項目\年度	単位	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
資源ごみ	t/年	164	155	150	130	130

④ 拠点回収の推進

本町ではごみの減量化・リサイクルを目的として、容器包装リサイクル法の対象品目のうち、ペットボトルの拠点回収を推進しています。拠点回収の方法としては、スーパー（Aコープひだか店）に専用の回収箱を設置し、回収したペットボトルは御坊広域清掃センターで粉砕処理後、資源化を行っています。

また、乾電池については、年2回の指定日に大型ごみ置き場での回収または、電気店等に回収箱を設置し、回収した乾電池は御坊広域清掃センターに集めてから、資源化業者へ処理を委託しています。

⑤ 家電5品目及びパソコンのリサイクル

本町では、家電リサイクル法の施行により、平成13年度から家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）（その後平成16年度からは冷凍庫も追加）については、適正なリサイクルルート（製造業者等）に引き渡すよう指導しています。また、資源有効利用促進法により平成15年度から家庭用パソコンについても、適正なリサイクルルート（製造元等）に引き渡すよう指導しています。

⑥ 中間処理施設での資源回収

本町のごみ処理・処分を行っている御坊広域清掃センターに収集または直接搬入された資源ごみ等の中から、資源化業者により鉄等の有価物を回収しています。

■資源回収量実績

項目\年度	単位	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
金属類	t/年	105	138	114	92	96
ガラス類		122	63	54	87	77
ペットボトル		6	6	6	8	8
乾電池		0	0	0	0	2
合計		233	207	174	187	183

注）金属類・ガラス類の数値は、資源ごみ等の組成比率から算出したもの。

⑦ 総資源化量及びリサイクル率の実績

本町における集団回収量も含めた総資源化量は、平成18年度で491t、リサイクル率は21.7%となっています。

■ 総資源化量及びリサイクル率の実績

(単位：t/年)

区分\年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	備 考	
総排出量	2,207	2,265	2,410	2,213	2,260		
総資源化量	直接資源化量	0	6	6	8	10	ペットボトル・乾電池
	処理後資源化量	233	201	168	179	173	金属類・ガラス類
	集団回収量	266	308	289	306	308	紙・布・アルミ等
	計	499	515	463	493	491	
リサイクル率	22.6%	22.7%	19.2%	22.3%	21.7%	総資源化量÷総排出量	

(4) ごみ処理の実績

① ごみ処理フロー

本町における現状のごみ処理フローは、以下のとおりです。

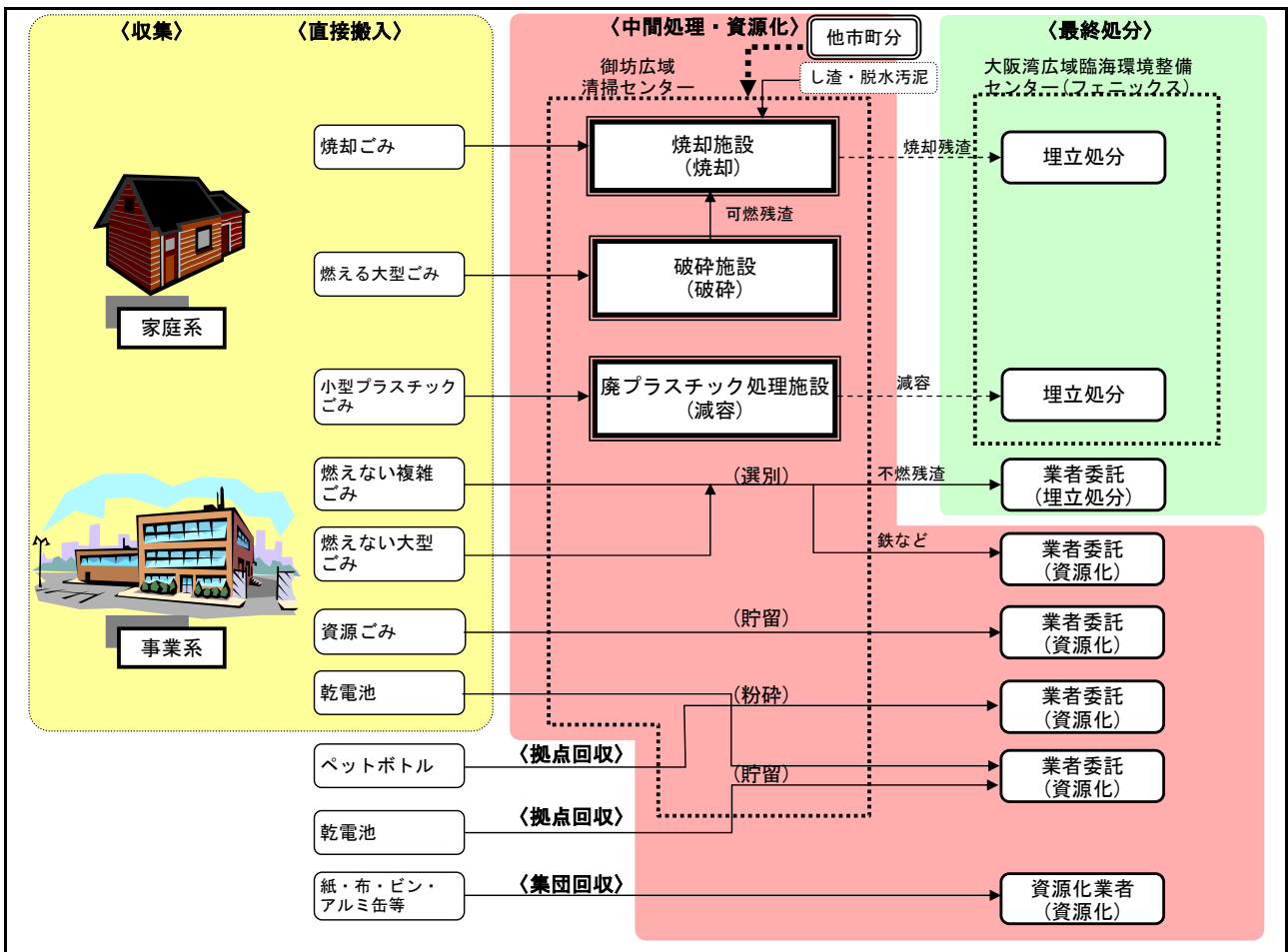
焼却ごみ及び破碎した燃える大型ごみは、御坊広域清掃センターで焼却処理を行っています。

資源ごみ、燃えない複雑ごみ及び燃えない大型ごみは、業者委託により資源化及び埋立処分を行っています。

また、小型プラスチックごみは減容処理を委託し、減容されたプラスチックは大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）に埋立処分しています。

焼却残渣についても、平成19年度からは大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分しています。

■ 現状のごみ処理フロー



② 収集・運搬の現状

a. 収集対象地域

収集対象地域は、全行政区域です。

b. 収集・運搬の現状

本町では、現在、家庭系ごみを「焼却ごみ」「資源ごみ」「小型プラスチックごみ」「燃えない複雑ごみ」「燃える大型ごみ」「燃えない大型ごみ」に分けています。

収集主体は、委託により収集を行っており、排出方法としては平成8年6月から有料化（指定袋・ステッカー制）を実施しています。

また収集方法は下表のとおりです。

■収集・運搬の状況（家庭系ごみ）

分別区分	収集頻度	収集主体	排出方法	収集方法
焼却ごみ	週2回	委託	指定袋またはステッカー貼付	ステーション
資源ごみ	月2～3回	委託	指定袋またはステッカー貼付	ステーション
小型プラスチックごみ	月1回	委託	指定袋またはステッカー貼付	ステーション
燃えない複雑ごみ	月1回	委託	指定袋またはステッカー貼付	ステーション
燃える大型ごみ	年4回	委託	ステッカー貼付	ステーション
燃えない大型ごみ	年4回	委託	ステッカー貼付	ステーション
収集しないごみ	清掃センターへ自分で直接持込めるごみ	生木(直径 30cm・2 m以内)、ワイヤー、大型ダンボール、ビニルハウス用パイプ、原付(50cc 以下)、大型農機具 消毒用噴霧器、大型ミシン、ポンプ、ワイヤーチェーン、金網、自動販売機、焼却炉、配管用機材、電線コード、スプリング付マットレス、コピー機、ドラム缶、ボイラー、発電機、電気温水器、針金、浴槽、太陽熱温水器		
	清掃センターへ持込めないごみ (清掃センターで処理できないごみ)	消火器、プロパンガスボンベ、廃タイヤ、農業用ビニール、農薬、殺虫剤、漂白剤等の液体、ピクリンの缶、バッテリー、瓦、コンクリートガラ、石こうボード、焼却灰・土砂 有害危険ごみ(乾電池類《ボタン型水銀を含む》) ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ 産業廃棄物(建設廃材・パチンコ台等) 感染性医療廃棄物(メス・注射針等)		

c. 事業系ごみ

事業者が排出するごみは事業者自らが清掃センターへ搬入するか、本町が委託した業者により搬入されます。

d. 有料化の状況

有料化（指定袋制・ステッカー制）の実施状況は下記のとおりです。

■有料化の状況

分別区分		袋の大きさ等	単価	袋の色等
焼却ごみ	家庭系	50 リットル	50 円/枚	半透明（赤字）
		30 リットル	40 円/枚	半透明（赤字）
		ステッカー	40 円/枚	赤 ^{（注1）}
資源ごみ 小型プラスチックごみ 燃えない複雑ごみ	家庭系	45 リットル	50 円/枚	透明（青字）
		ステッカー	50 円/枚	青 ^{（注2）}
燃える大型ごみ 燃えない大型ごみ	家庭系	ステッカー	100 円/枚	黄 ^{（注3）}

注1）50 リットルまでの袋（指定袋）に入れて上部がくくれる大きさまでの指定袋以外のごみ袋

注2）45 リットルまでの袋（指定袋）に入れて上部がくくれる大きさまでの指定袋以外のごみ袋

注3）1個に1枚または1束に1枚

③ 中間処理の現状

a. ごみ焼却施設

収集又は直接搬入された焼却ごみ及び燃える大型ごみは、御坊広域清掃センターごみ処理施設（焼却施設・破砕施設）で中間処理しています。

■御坊広域清掃センターごみ処理施設の概要

所在地	御坊市名田町野島2731番地4	
炉型式等	准連続式焼却炉（流動床炉）	
処理能力	98t / 16h（49t / 16h × 2炉）	
建築面積	2,587m ²	
着工年月	平成7年7月	
竣工年月	平成10年3月	
主要設備等	建屋	鉄骨造ALC版張 地下1階 地上4階
	火床面積等	火床面積 7.2m ² /炉 炉容積 107m ³ /炉
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	有害ガス除去(乾式)+ろ過式集じん器(バグフィルター)
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	灰安定化式(薬剤添加式)
	排水処理設備	物理化学処理方式(循環無放流)

b. ストックヤード施設

拠点回収により回収されたペットボトルは、ストックヤード施設に搬入され、粉砕処理後、粉砕品を地元業者に売却しています。

■御坊広域清掃センターストックヤード施設の概要

所在地	御坊市名田町野島2731番地4 (御坊広域清掃センター内・既設廃家電貯留場)	
処理概要	手選別+粉砕処理+洗浄処理+粉砕品搬出	
処理能力	300kg / h	
建築面積	160.60m ²	
着工年月	平成11年9月	
竣工年月	平成12年3月	
主要設備等	建屋	鉄骨造ALC版張 地上1階（一部中2階）

c. 廃プラスチック処理施設

分別収集された小型プラスチックごみは、廃プラスチック処理施設にて減容処理後、大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出しています。

■御坊広域清掃センター廃プラスチック処理施設の概要

所在地	御坊市名田町野島2731番地4 (御坊広域清掃センター内・旧焼却場プラットホーム周辺)	
処理概要	破砕処理＋搬送処理＋減容処理＋搬出	
処理能力	4.9 t / 日	
延床面積	破砕機・定量供給機	334.74 m ²
	減容機棟	115.12 m ²
着工年月	平成16年6月	
竣工年月	平成17年3月	
主要設備等	建屋	鉄骨造ALC版張 地上1階

d. 中間処理量

御坊広域清掃センターで中間処理されているごみのうち、本町分の過去5年間における焼却処理量は下記のとおりであり、平成16年度まで増加、平成17年度に一旦減少後、平成18年度に再度増加しています。平成18年度における本町分の焼却処理量は1,662 t / 年となっています。

■焼却処理量（御坊広域清掃センター処理のうち本町分）

(単位：t/年)

項目\年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
直接焼却	1,604	1,608	1,784	1,630	1,662

また、御坊広域清掃センターでの焼却処理以外の中間処理量（本町分）は下記のとおりであり、減少傾向で推移しています。平成18年度では280 t / 年となっています。

■御坊広域清掃センターでの焼却処理以外の中間処理量（本町分）

(単位：t/年)

項目\年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
資源化	233	201	168	179	173
焼却処理	35	6	6	11	6
埋立処分	69	136	156	79	101
合計	337	343	330	269	280

注) 資源ごみ等の組成比率から算出したもの

④ 最終処分場の現状

a. 最終処分場

ごみ処理施設（焼却施設）で焼却処理された後の焼却残渣等は、大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出し、埋立処分しています。

大阪湾広域臨海環境整備センターの概要は次のとおりです。

■大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）の概要

名称	尼崎沖埋立処分場	泉大津沖埋立処分場	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場 (建設中)
処分場所在地	尼崎西宮芦屋港/ 尼崎市東海岸町地先	堺泉北港/ 泉大津市汐見町地先	神戸港/神戸市 東灘区向洋町地先	大阪港/大阪市此花 区北港緑地地先
埋立面積	1,130,000m ²	2,030,000m ²	880,000m ²	950,000m ²
計画埋立量	16,000,000m ³	31,000,000m ³	15,000,000m ³	14,000,000m ³
埋立対象物	一般廃棄物・産業廃棄物・陸上残土・浚渫土砂			

また、御坊広域清掃センター最終処分場の概要は次のとおりです。

■御坊広域清掃センター最終処分場の概要

所在地	御坊市名田町野島2731番地4		
処分場の種類	一般廃棄物管理型最終処分場		
埋立面積	22,000m ²		
埋立容量	236,000m ³		
埋立期間	平成2年4月～平成27年3月（予定）		
主要設備等	埋立対象物	焼却残渣（4.8t/日）	
	埋立方式	セル方式	
	浸出水処理施設	処理方式	付着生物法（回転円板法）
		処理能力	200m ³ /日
		建築面積	71.53m ²
		竣工年月	平成2年3月
		基本フロー	沈砂＋調整槽＋最初沈殿＋回転円板 ＋凝集沈殿＋砂ろ過＋滅菌
		制御方式	中央制御方式
放流先		壁川 (一部ごみ処理施設工業用水再利用)	

b. 最終処分量

御坊広域清掃センターで中間処理（焼却処理）された後、最終処分（埋立処分）される焼却残渣のうち、本町分は下表に示すとおり、平成18年度で145 t/年となっています。

また、同表に御坊広域清掃センターでの焼却処理以外の中間処理後の不燃物残渣の量も示します。

■最終処分量（本町分）

（単位：t/年）

項目\年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
焼却残渣	144	158	175	147	145
不燃物残渣	69	136	156	79	101
合計	213	294	331	226	246

(5) ごみ処理の体制

① 運営・維持管理体制

本町のごみ処理に関する組織体制は下記のとおりです。

■ごみ処理に関する組織体制

項目\分担	日高町	御坊広域行政事務組合
担当部課	住民福祉課	御坊広域清掃センター
所在地	日高町大字高家626	御坊市名田町野島2731番地4
連絡先	TEL 0738-63-3801	TEL 0738-29-3030
業務範囲	収集・運搬	中間処理・最終処分
備考	—	【構成市町】 御坊市、美浜町、日高町、 由良町、印南町、日高川町

② ごみ処理経費

御坊広域清掃センター（ごみ処理施設）の過去5年間における運営経費は、下記に示すとおりであり、年々増加しています。

平成18年度の運営経費の内訳は、人件費41.1%、需用費〔消耗品、薬品費、燃料費、A重油、電気料、修繕料〕42.1%、使用量及び賃借料〔冷却水〕1.4%、委託料15.4%となっています。また、平成18年度のごみ1t当たりの処理経費は、11,387円/t（人件費除く）となっています。

■御坊広域清掃センター（ごみ処理施設）運営経費の推移

区分\年度	単位	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
消耗品費	千円	16,832	10,801	11,587	14,414	11,043
薬品費		15,378	16,374	15,874	15,025	14,255
燃料費		1,179	1,864	2,134	2,725	3,022
A重油		1,203	1,479	1,531	2,185	2,394
電気料		57,071	57,442	55,879	53,667	51,654
冷却水		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
修繕料		47,568	69,959	64,440	99,945	100,579
委託料		64,388	63,988	78,220	61,117	67,000
経費合計(A)			209,619	227,907	235,665	255,078
処理量	t/年	23,037	23,351	23,236	22,562	22,477
1tあたり処理経費	円/t	9,099	9,760	10,142	11,306	11,387
人件費(B)	千円	201,069	192,782	202,891	190,096	178,540
経費合計(A)+(B)		410,688	420,689	438,556	445,174	434,487
1tあたり処理経費		円/t	17,827	18,016	18,874	19,731

注) 数値は組合の合計。

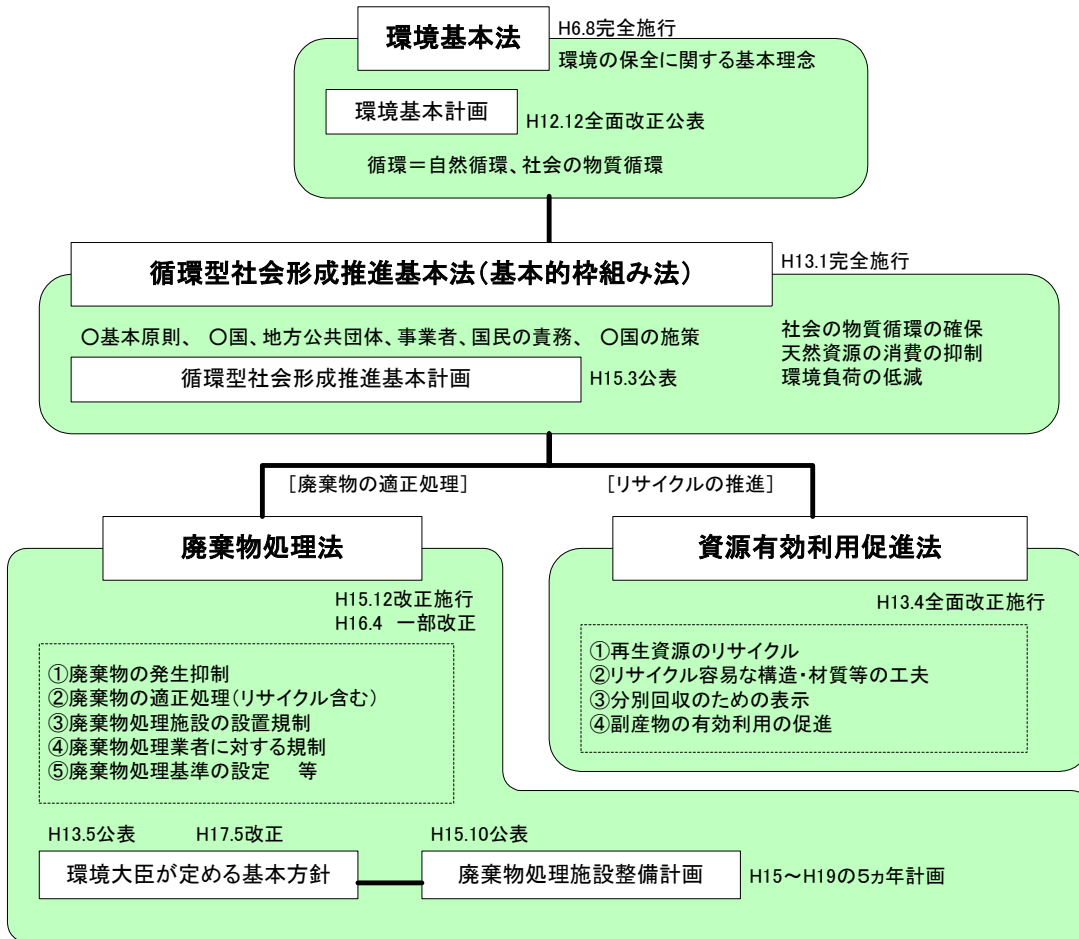
(6) 国、県の動向等

① 国の動向

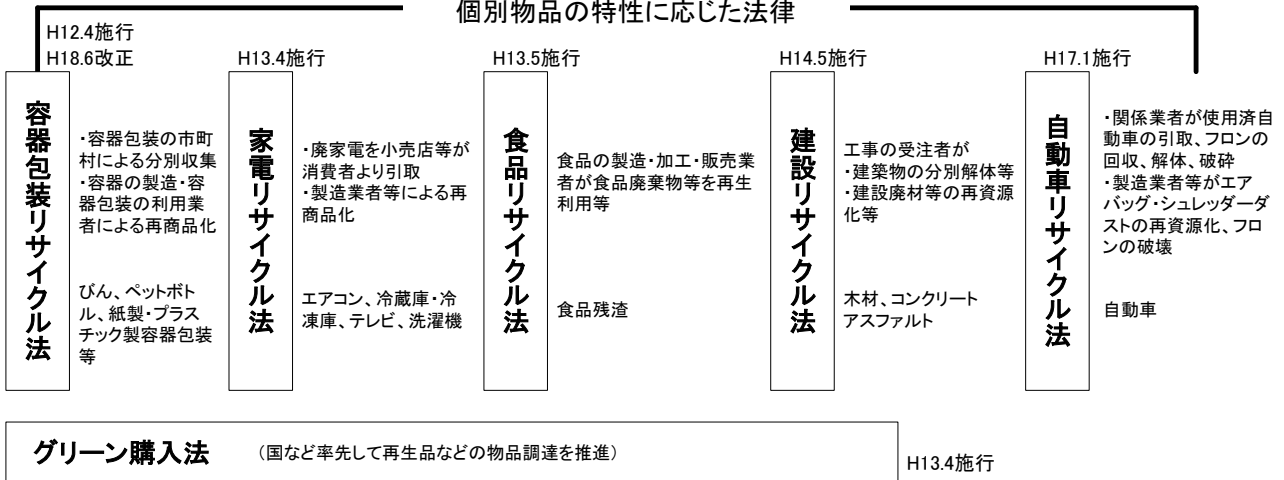
a. 関係法令等

廃棄物・リサイクルに関する法体系を整理すると以下のとおりです。

■ 廃棄物・リサイクル関係法令の体系図



個別物品の特性に応じた法律



b. 国の減量化目標等

国は、廃棄物処理法に基づき廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「国が定める基本方針」という。）（平成13年5月7日 環境省告示第34号）の中で、一般廃棄物の減量化目標値を以下のとおり設定しています。

また、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月閣議決定）では、取組目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を以下のとおり設定しています。

■国の減量化目標等

区 分	国が定める基本方針	循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成9年度	平成12年度
目標年度	平成22年度	平成22年度
排 出 量	5%削減 (排出量：集団回収量含む)	20%削減 家庭系：資源物を除く1人1日平均排出量 (平成12年度630g→平成22年度504g) 事業系：資源物を除く1事業所1日平均排出量 (平成12年度10kg→平成22年度8kg)
リサイクル率	24%	—
最終処分量	概ね半分に削減	概ね半分に削減

② 和歌山県の動向

a. 和歌山県ごみ処理広域化計画（第2次改訂版）

和歌山県は、平成16年7月にごみ処理広域化計画（第2次改訂版）を策定し、県内市町村を7ブロックに区分けし、それぞれ既存施設の耐用年限に応じ計画的に施設の集約化を図ることとしています。

本町は「御坊広域ブロック」に属しており、御坊広域行政事務組合の構成1市5町（御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）で広域化を図ることとなっていますが、既に広域ブロックにて処理施設を集約できており、現状のまま将来も踏襲するものとします。

b. 第2次和歌山県廃棄物処理計画

平成19年3月に策定された「第2次和歌山県廃棄物処理計画」では、対象期間を平成18～22年度の5ヶ年とし、一般廃棄物の減量化等の目標を以下のとおり設定しています。

■和歌山県廃棄物処理計画における一般廃棄物の減量化等の目標

- 排出量：平成17年度に対し、平成22年度で1%の削減
- 再生利用率：平成17年度に対し、平成22年度の再生利用率を15%増加させる
- 最終処分量：平成17年度に対し、平成22年度に最終処分量を43%減量化させる

区分\年度		単位	平成12	平成17	平成22
排出量	実績・(予測)	千 t	454	428	(425)
	目標値		—	439	422
再生利用率	実績・(予測)	%	12%	11%	(12%)
	目標値		—	19%	26%
最終処分量	実績・(予測)	千 t	76	67	(67)
	目標値		—	61	38

(7) ごみ処理の問題・課題の抽出

① 排出抑制

本町のごみ排出量1人1日平均排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収量）は過去5年間で増減しているものの平成17年度で790g／人日であり、全国平均や和歌山県平均を大きく下回っています。

また、本町のリサイクル率（平成17年度22.3％）は全国平均（19％）や和歌山県平均（11％）を上回っており、国が定めるリサイクル率の目標値（平成22年度：24％）や和歌山県の目標値（平成22年度：26％）にほぼ近い状況です。

このように、本町の排出量（1人1日平均排出量）は、全国平均や和歌山県平均を下回っており、リサイクル率も全国平均や和歌山県平均よりも高い値で推移しています。

したがって、今後とも国や県の目標達成に向けて、町全体で排出抑制・再資源化に取り組んでいく必要があります。

② 収集・運搬

本町では、平成8年6月より家庭系から排出されるごみについて、指定ゴミ収集袋（指定ゴミ収集ステッカー）による収集を行っており、ごみの減量化に効果を発揮していると考えられますが、今後も引き続き排出状況を見守り、指定ゴミ収集袋等の価格の変更等について検討する必要があります。

③ 中間処理

本町のごみを処理する御坊広域清掃センター（ごみ処理施設）は、平成10年3月に竣工した施設であり、稼働開始から10年が経過しようとしています。本施設での処理量は、処理能力98t／日（1日16時間運転）の範囲内に納まっており、適正な処理ができていますが、その一方で、修繕料は年々増加してきている状況であり、今後もその傾向は続くものと考えられます。

しかしながら、施設の耐用年数（通常15～20年といわれる）までの間、適正な処理を維持するためには、施設の修繕を行うことは必要不可欠です。

ただし、処理するごみの量を減らすことができれば、ごみの処理に係る費用のうち、薬品費、燃料費、電気料等を低減することができ、さらには施設の修繕に係る費用の低減にもつなげることができます。

したがって、中間処理の観点からも、ごみの排出抑制への取組みは有効であり、それとともに、施設の適正な運営・維持管理に努める必要があります。

④ 最終処分

本町では、御坊広域清掃センターで焼却処理した後の焼却残渣等は大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出し、埋立処分しています。

今後についても、引き続き同センターでの埋立処分を行う計画ですが、可能な限りごみの減量化・資源化に努めるとともに、最終処分量の削減に努める必要があります。

また、現在埋立容量が残っている御坊広域清掃センター最終処分場についても、有効な利用方策について検討する必要があります。

2 アンケート調査

(1) 実施の目的

一般家庭（個人）、事業所のごみに関する取組み状況、意識・行動レベル等を把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

平成19年10～11月にかけて、無作為に抽出した一般家庭（個人）及び事業所に対して実施したアンケート調査の配布・回収状況は以下のとおりです。

■ アンケートの配布・回収状況

種 別	配布数	回収数	回収率
一般家庭（個人）	90	89	98.9%
事業所	62	56	90.3%
合 計	152	145	95.4%

(3) 調査結果の概要

① 一般家庭

一般家庭アンケート結果の概要は、以下のとおりです。

ごみ問題や環境問題について、94%の人が関心があると回答しています。また、情報の入手源としては、テレビ・ラジオ、新聞、町の広報や回覧板が多くなっています。

環境保全に関する活動への参加については、参加したことがある・参加したいと回答した人が81%となっています。これまで参加したことがないが機会があれば参加したいとの回答12%と合わせると93%とほとんどの人が意欲を持っていると言えます。

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、分別・リサイクルに関する行動の実施状況について、それぞれ実施しているという回答が多くなっています。

ペットボトルについては、拠点回収に必ず出している・ほとんど出しているとの回答が92%となっています。

ごみ分別の徹底度については、93%の人が徹底している・心がけていると回答しています。

ごみの収集回数については、現状のままでよいという回答が71～88%となっています。

ごみの減量化やリサイクルを住民に定着させるための行政の施策として有効と思われるものとしては、子どもの環境教育、環境学習・広報活動、環境づくりの支援、事業者との連携等が有効との回答が多くなっています。

■一般家庭アンケートの結果概要

質問内容		回答内容	回答率	
ごみ問題や環境問題への関心度		非常に・ある程度関心がある	94%	
情報や知識をどこから得るか		テレビ・ラジオ	85%	
		新聞	64%	
		町の広報や回覧板	64%	
環境保全に関する活動への参加		参加したことがある、参加したい	81%	
		これまででないが参加したい	12%	
ごみ減量や環境を考えた行動	発生抑制 (リデュース)	・使い捨て製品を買わない	いつも・たまにやっている	80%
		・レジ袋などをもらわない	いつも・たまにやっている	62%
		・詰め替え製品を買う	いつも・たまにやっている	93%
		・生ごみの処理について	水切りをして出している	78%
			畑に埋めたり肥料化している	34%
			いつも・たまにやっている	93%
	・生ごみを出さないための工夫	料理を作りすぎない	いつも・たまにやっている	67%
		芯や皮も使う	いつも・たまにやっている	94%
		残り物を使う	いつも・たまにやっている	94%
		冷凍保存を使う	いつも・たまにやっている	96%
		腐らせない、捨てない	いつも・たまにやっている	96%
	再使用 (リユース)	・再使用可能な容器を使う (びん牛乳、ビールなど)	いつも・たまにやっている	71%
		・不用品をあげたりもらったりする	いつも・たまにやっている	70%
		・バザー、フリーマーケットを利用	いつも・たまにやっている	33%
		・壊れたものを修理し使う	いつも・たまにやっている	92%
	分別・リサイクル	資源化物の分別、リサイクル をしている品目	新聞・チラシ	97%
			雑誌・書籍類	97%
			ダンボール	98%
			紙製容器包装・紙パック・食品トレイ	81%
			缶類(スチール缶・アルミ缶)	92%
ビン類			93%	
ペットボトル			96%	
プラスチック製容器包装			82%	
電池			94%	
衣類			81%	
・ペットボトルの拠点回収			必ず出している、ほとんど出す	92%
(上記で拠点回収に出さない場合、どこに出しているか)	焼却ごみとして出す	32%		
	小型プラスチックごみとして出す	32%		
	資源ごみとして出している	25%		
ごみ分別の徹底度		徹底している、心がけている	93%	
ごみの収集回数	焼却ごみ	(現状のままでよい)	88%	
	資源ごみ	(現状のままでよい)	85%	
	小型プラスチックごみ	(現状のままでよい)	71%	
	燃えない複雑ごみ	(現状のままでよい)	78%	
	燃えない大型ごみ	(現状のままでよい)	72%	
	燃える大型ごみ	(現状のままでよい)	75%	
ごみの減量化やリサイクルを住民に定着させるための行政の施策として有効なもの		子どもの環境教育	81%	
		環境学習、広報活動	45%	
		環境づくりの支援	66%	
		事業者との連携	24%	
		有料化	1%	
		分別種別の増加	10%	

■一般家庭アンケートの結果分析

項目	結果の分析
ごみ問題や環境問題への関心度と情報の入手源	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題や環境問題への関心は非常に高い。 ・情報の入手源としてテレビ・ラジオ、新聞、広報や回覧板が多いことから、今後の啓発活動にはこれらを用いることが有効である。
環境保全活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの人が参加に意欲を持っており、活動についての情報を提供することにより、さらに参加者を増やすことが可能と考えられる。
ごみ減量や環境を考えた行動	<ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、分別・リサイクルのそれぞれの行動を実施しているとの回答が多いが、引き続き意識啓発を行うことによりさらにごみ減量は可能と考えられる。
ペットボトルの拠点回収について	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収に出しているとの回答が92%と高いが、拠点を増やすことによりさらに回収率を上げることは可能と考えられる。
ごみ分別の徹底度	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの人がごみ分別を徹底しており、継続されるよう啓発を行うことが有効である。
ごみの収集回数	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての品目について過半数が現状のままでよいとの回答であることから、当面見直しの必要はないといえる。
ごみの減量化やリサイクルを住民に定着させるための行政の施策として有効なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの環境教育、環境づくりの支援、環境学習・広報活動、事業者との連携が有効との回答が多い。 ・上記のうち既の実施しているものについては継続・強化し、まだ実施していないものについては実施を検討する必要がある。

② 事業所

事業所アンケート結果の概要は、以下のとおりです。

回答のあった事業所のうち、事業所と住居とを併設している事業所は23%となっています。併設している事業所のうち、家庭系ごみと事業系ごみを分けて排出しているのは31%、混合で排出しているのが62%となっています。

事業所で発生するごみ量・種類については、次のとおりです。

可燃物の1ヶ月あたり発生量は5袋以下が最も多く、処理方法としては、町の定期収集に出すとの回答が84%で最も多くなっています。

不燃物の1ヶ月あたり発生量は5袋以下が最も多く、処理方法としては、町の定期収集に出すとの回答が64%で最も多くなっています。

資源化可能物の1ヶ月あたり発生量は5袋以下が最も多く、種類ごとの処理方法（最も回答の多いもの）は次のとおりです。

資源の種類	処理方法
ダンボール類	集団回収に出す
新聞・雑誌類	集団回収に出す
OA用紙類	町の定期収集に出す
布類	集団回収に出す
缶類(スチール缶・アルミ缶)	町の定期収集に出す
ビン類	町の定期収集に出す
ペットボトル	町の定期収集に出す

ごみ減量・リサイクルへの取組み状況としては、特に取組んでいないとの回答が36%となっており、それ以外の事業所では、再生品の積極購入・利用、事業所内での呼びかけ等、何らかの取組みを行っています。

また、取組状況についての意識としては、積極的に取組んでいるとの回答が47%、あまり積極的でないとの回答が39%となっています。

今後、ごみ減量化やリサイクルに取組むために必要なものとしては、国・県・自治体からの指導・啓発や、ごみ減量化・資源化に関する情報・情報検索システムという回答が多くなっています。

■事業所アンケートの結果概要

質問内容		回答内容	回答率	
事業所と住居の併設		併設している	23%	
(併設の場合) 家庭系ごみと事業系ごみを分けて排出しているか		分けている	31%	
		混合である	62%	
事業所で発生するごみ量・種類など	可燃物	発生量 (1ヶ月)	～5袋	29%
			6～10袋	21%
			11～50袋	27%
			51～100袋	5%
			101袋～	2%
		処理方法	清掃センターへ直接搬入	5%
		業者に委託	9%	
		町の定期収集に出す	84%	
	不燃物	発生量 (1ヶ月)	～5袋	55%
			6～10袋	13%
			11～50袋	9%
			51～100袋	0%
			101袋～	0%
		処理方法	清掃センターへ直接搬入	7%
	業者に委託	13%		
	町の定期収集に出す	64%		
資源化可能物	発生量 (1ヶ月)	～5袋	50%	
		6～10袋	4%	
		11～50袋	5%	
		51～100袋	7%	
		101袋～	0%	
	分別、リサイクル をしている品目	ダンボール類	86%	
		新聞・雑誌類	82%	
		OA用紙類	54%	
		布類	39%	
		缶類(スチール缶・アルミ缶)	79%	
ビン類	70%			
ペットボトル	71%			

質問内容		回答内容	回答率		
事業所で発生するごみ量・種類など	資源化可能物	処理方法	ダンボール類	清掃センターへ直接搬入	4%
			業者に委託	10%	
			町の定期収集に出す	8%	
			直接、資源回収業者に引取り	10%	
			集団回収に出す	71%	
			新聞・雑誌類	清掃センターへ直接搬入	2%
			業者に委託	7%	
			町の定期収集に出す	7%	
			直接、資源回収業者に引取り	9%	
			集団回収に出す	80%	
			〇A用紙類	清掃センターへ直接搬入	7%
			業者に委託	7%	
			町の定期収集に出す	67%	
			直接、資源回収業者に引取り	3%	
			集団回収に出す	17%	
			布類	清掃センターへ直接搬入	9%
			業者に委託	5%	
			町の定期収集に出す	36%	
			直接、資源回収業者に引取り	0%	
			集団回収に出す	50%	
			缶類 (スチール缶・アルミ缶)	清掃センターへ直接搬入	2%
			業者に委託	11%	
			町の定期収集に出す	59%	
			直接、資源回収業者に引取り	14%	
			集団回収に出す	27%	
			ビン類	清掃センターへ直接搬入	3%
			業者に委託	5%	
			町の定期収集に出す	77%	
直接、資源回収業者に引取り	5%				
集団回収に出す	13%				
ペットボトル	清掃センターへ直接搬入	3%			
業者に委託	15%				
町の定期収集に出す	30%				
直接、資源回収業者に引取り	5%				
集団回収に出す	20%				
ごみ減量・リサイクルへの取組み状況	今後必考と考えるもの	減量目標を定めて、ごみの減量に取り組んでいる	20%		
		ごみの減量化やりサイクルを事業所内に呼びかけている	25%		
		ごみの減量化やりサイクルを推進する部署や担当者を設置している	4%		
		ごみの減量化やりサイクルのマニュアルを作成している	0%		
		ごみ問題について検討する組織を設置している	0%		
		ISO1400シリーズを取得している	0%		
		取引先や納入業者に簡易包装や通い箱の使用を依頼している	7%		
		ペーパーレス化を推進している	14%		
		再生品を積極的に購入・利用している	27%		
		特に取組んでいない	36%		
		取組み状況について	かなり積極的に取組んでおり、現状のままで十分である	18%	
		かなり積極的に取組んでいるが、まだ不十分である	29%		
		あまり積極的ではないが、現状のままで十分である	25%		
		あまり積極的ではなく、不十分である	14%		
国・県・自治体からの指導、啓発	34%				
活動への公的補助	23%				
ごみ減量化・資源化に対する事業所内の教育システム	16%				
業界としての統一した方法、見解など	21%				
資源回収業者、処理業者などのリスト	27%				
経済的なメリット、その他メリット	18%				
ごみ減量化・資源化に関する情報、情報検索システム	34%				

■事業所アンケートの結果分析

項 目	結果の分析
事業所と住居との併設・家庭系ごみと事業系ごみの混合排出状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住居と併設している事業所は23%と少ないが、併設の場合、家庭系ごみと事業系ごみを混合で排出しているとの回答が62%となっており、事業系ごみの分別排出を徹底する必要がある。
事業所で発生するごみ量・種類など	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物の発生量が最も多いと考えられる。資源化可能物のうち、特にOA用紙類の分別・リサイクル率が他の資源に比べ低いことから、可燃物として排出されている可能性が高い。
ごみ減量・リサイクルへの取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの取り組みを行っている事業所の方が多いが、特に取り組んでいない事業所が36%となっている。 ・また、取り組み状況についての意識は、あまり積極的でないという事業所が39%となっており、これらに対する啓発により、事業系ごみの減量・リサイクルを推進する必要がある。 ・今後、ごみ減量化やリサイクルに取り組むために必要なものとして、国・県・自治体からの指導・啓発を望む回答が多いことから、これらに対応した施策を実施することが有効である。

3 基本方針及び減量化目標の設定

(1) 基本方針

① ごみ処理の基本理念

わが国では循環型社会形成推進基本法の制定や「循環型社会形成推進交付金制度」の創設等にみられるように『循環型社会』形成の推進に力を注いでいるところです。

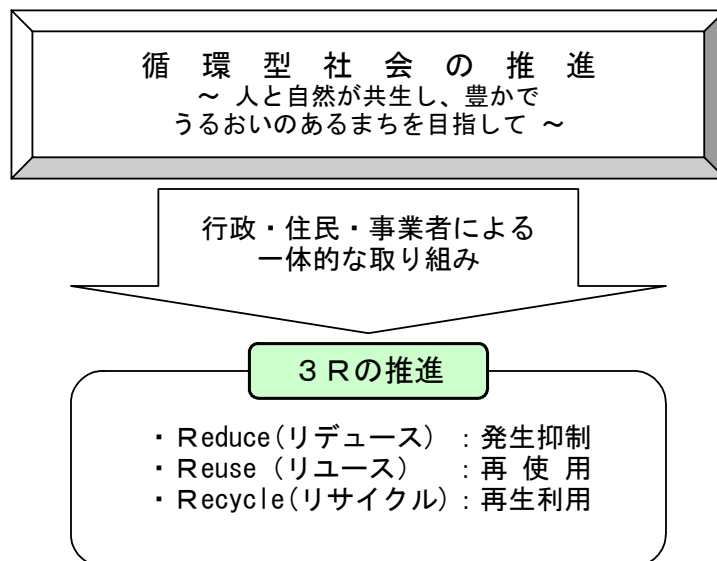
循環型社会とは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や国民のライフスタイルが見直され、何よりもまず資源を効率的に利用してごみを出さないこと、出てしまったごみは資源として利用すること、どうしても利用できないごみは適正に処分することという考え方が社会経済の基本原則として定着した持続的な発展を指向する社会のことです。

循環型社会を構築するためには、従来の単にごみを燃やして埋めるという処理中心の考え方を改め、最初に廃棄物の発生を抑制（Reduce：リデュース）し、第二に廃棄物を再使用（Reuse：リユース）し、第三に廃棄物を再生利用（Recycle：リサイクル）し、第四に熱回収を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することが求められています。この「3R」をいかにして進めていくかが緊急の課題となっており、3Rを進めることが循環型社会づくりの基礎となるものです。

本町では、第四次日高町長期総合計画において、将来像を「人と自然が共生し、豊かであるおいのあるまち“ホッとタウン・ひだか”」とし、1) まちづくりの主体となる人づくりに努める 2) 一人ひとりの自立した生活を支える 3) 一人ひとりが安心できる環境づくりに努める 4) 一人ひとりの暮らしの基盤を整備する 5) まちづくりを一体となって進めていく をまちづくりの方向としています。

特に「3) 一人ひとりが安心できる環境づくりに努める」では、生活環境の充実として、ごみ処理体制の充実（ごみの減量化・再資源化の推進、処理体制の充実）を挙げています。

本町においても、「循環型社会の推進」を図るために、「3R」の取り組みを推進するとともに、3Rの推進にあたっては、行政・住民・事業者が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとします。



② ごみ処理の基本方針

循環型社会の推進に向け、行政・住民・事業者が一体となって3Rの取り組みを推進するために、次の3つの基本方針に沿った施策を展開します。

a. 発生抑制の推進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し住民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的協力を強く働きかけていきます。

b. 排出抑制・再資源化の推進

発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、集団回収、拠点・店頭回収・法定リサイクル(家電・パソコン)、資源物分別収集等の再資源化を推進していきます。

c. 環境に負荷の少ない循環型処理の推進

ごみとして排出されたものについては、中間処理施設で「循環型処理」を行うとともに、ダイオキシン類対策をはじめ環境に負荷の少ない処理を推進していきます。

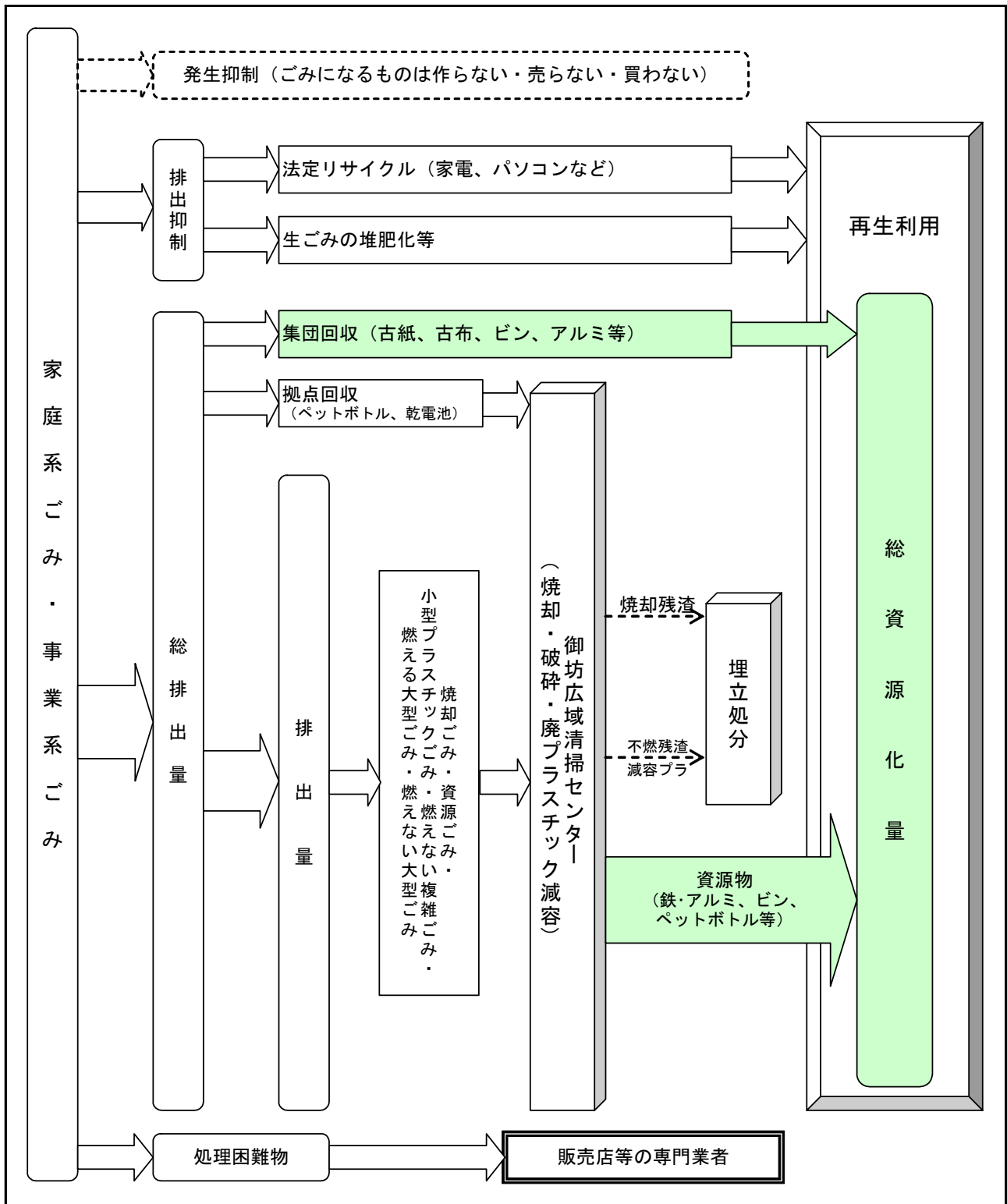
③ ごみ処理体系

ごみの処理主体及び処理体系は、現状を継続することを基本とし、先に述べた基本方針を踏まえて、以下に示すとおりとします。

■ごみの処理主体

ごみの種類		収集・運搬	中間処理	再生利用・最終処分
家庭系ごみ	焼却ごみ	町の委託 または 排出者(直接搬入)	組合	可燃物 : 焼却処理後、埋立処分 資源物 : 資源化業者 不燃物・プラスチック : 埋立処分
	資源ごみ			
	小型プラスチックごみ			
	燃えない複雑ごみ			
	燃える大型ごみ			
	燃えない大型ごみ			
	ペットボトル	拠点回収	—	資源化業者
	乾電池	町(委託)・拠点回収		
古紙・古布等	集団回収	—	資源化業者	
事業系ごみ	焼却ごみ	町の委託 または 排出者(直接搬入)	組合	可燃物 : 焼却処理後、埋立処分 資源物 : 資源化業者 不燃物・プラスチック : 埋立処分
	資源ごみ			
	小型プラスチックごみ			
	燃えない複雑ごみ			
	燃える大型ごみ			
	燃えない大型ごみ			

■ ゴミ処理体系図



注) 排出量 : 家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量 (= 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量)

(2) ごみ量の見通し

ごみ量の予測にあたっては、現状の分別区分及び処理体系に基づき総排出量及び処理量の予測を行います。

① 将来人口の見通し

将来人口については、過去の実績の傾向から将来の傾向を見定めるものとします。

本計画では、過去の実績をもとにごみ処理施設構造指針解説（旧厚生省水道環境部監修）で解説されている5種類の推計方法（一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線）を用いて将来人口を推計します。この5種類の推計方法を用いて推計した結果は、将来の傾向として可能性のあるものを示すと考えられることから、この中から適切な傾向線を選定します。

5種類の推計方法による推計結果は、いずれも増加傾向を示す結果となります。過去の実績からも将来人口は増加すると考えられることから、本計画では5推計方法の中から中位に位置する「一次傾向線」による推計結果を採用することとします。

ただし、「一次傾向線」による推計結果では、予測初年度（平成19年度）の増加数値がその他の年度と異なるため、採用値においては計画目標年度である平成33年度に「一次傾向線」による推計結果と同値になるものとし、それまでの間は内挿値（等差的に推移する）として補正を行います。（詳細は資料編参照。）

計画目標年度（平成33年度）における将来人口は、8,351人となっています。

② ごみ排出量の見通し（現状のまま推移した場合）

a. 収集ごみ

収集ごみ量について、1人1日平均排出量の過去の実績をみると、年度により増減は見られますが、社会・経済情勢に大きな変化がない場合、今後大きく増減することはないと考えられることから、平成19年度以降、平成18年度の数値にて横ばいで推移するものとします。

なお収集ごみ量は、1人1日平均排出量に将来人口を乗じて算出します。

b. 直接搬入ごみ

直接搬入ごみ量について、年間排出量の過去の実績をみると、年度により増減は見られますが、社会・経済情勢に大きな変化がない場合、今後大きく増減することはないと考えられることから、平成19年度以降、平成18年度の数値にて横ばいで推移するものとします。

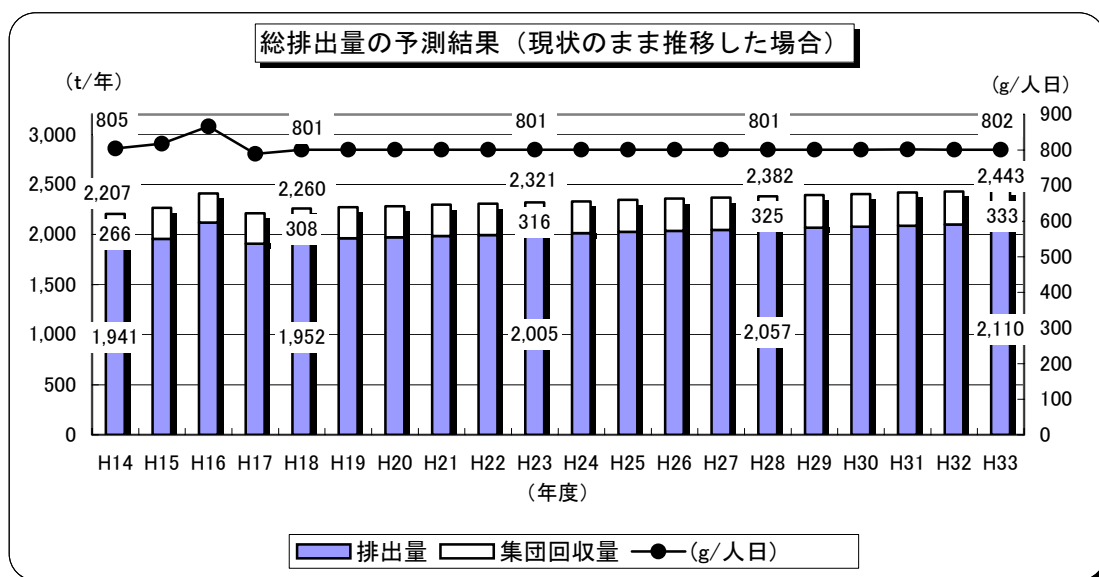
c. 集団回収

集団回収量について、1人1日平均排出量の過去の実績をみると、年度により増減は見られますが、社会・経済情勢に大きな変化がない場合、今後大きく増減することはないと考えられることから、平成19年度以降、平成18年度の数値にて横ばいで推移するものとします。

なお集団回収量は、1人1日平均排出量に将来人口を乗じて算出します。

d. 総排出量

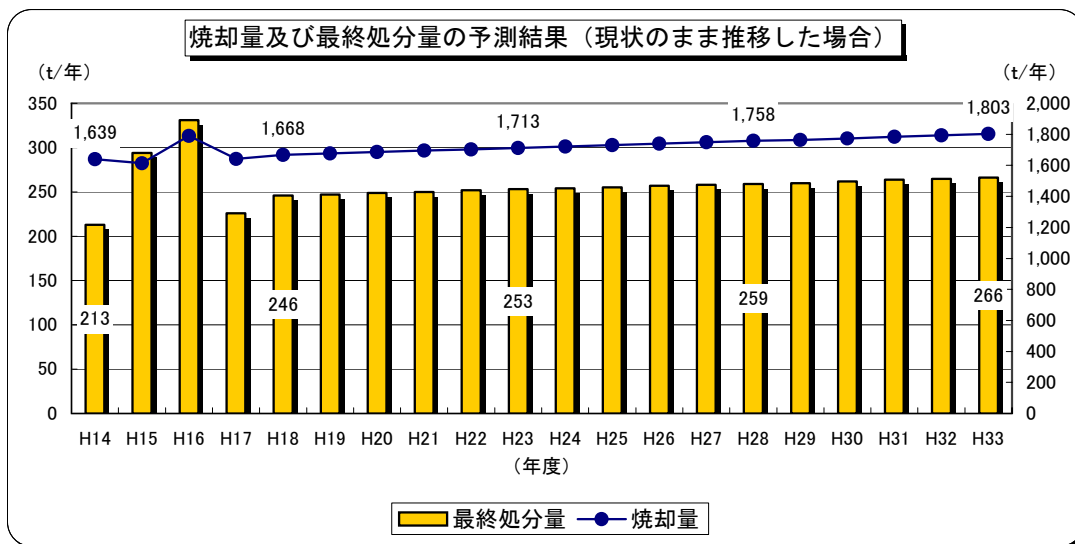
前項の条件により見通した総排出量（収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量）は、現状（平成18年度）の2,260 t/年に対して平成33年度で8.1%増加の2,443 t/年となります。



③ ごみ処理量の見通し（現状のまま推移した場合）

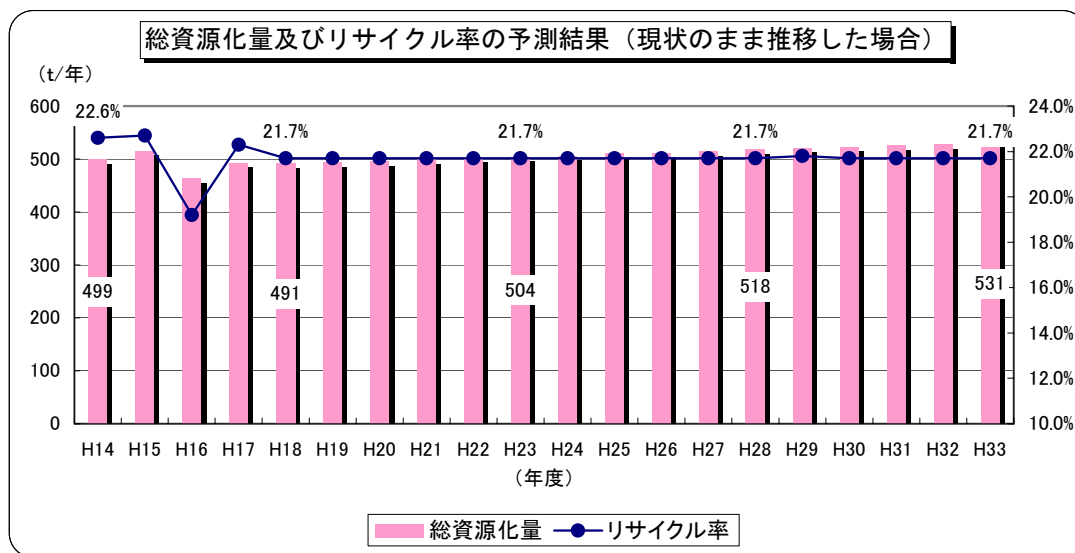
ごみ処理量は、次のとおりであり、焼却処理量（直接焼却＋処理後焼却）は現状（平成18年度）の1,668 t／年に対して平成33年度で8.1%増加の1,803 t／年となります。

また、最終処分量（焼却残渣＋処理後不燃残渣）は、現状（平成18年度）の246 t／年に対して平成33年度で8.1%増加の266 t／年となります。



総資源化量は、現状（平成18年度）の491 t／年に対して平成33年度で8.1%増加の531 t／年となります。

リサイクル率は、現状、将来とも21.7%で推移します。



(3) 減量化目標の設定

(2) で予測したごみ量に対して、国や県が定める減量化目標等を考慮して、本町の減量化目標を次のとおり設定します。

① 排出量の削減目標

「国が定める基本方針」では、平成9年度に対して平成22年度の総排出量（集団回収量含む。）を5%削減、「第2次和歌山県廃棄物処理計画」では、平成17年度に対して平成22年度の総排出量（集団回収量除く。）を1%削減するものとしています。

本町では、将来人口が減少する見通しであるため、社会・経済情勢に大きな変化がない場合、将来人口の増加に比例して総排出量も増加する見通しとなっています。

しかしながら、循環型社会の構築をめざすために、総排出量の削減を目指し、収集ごみ、直接搬入ごみ、集団回収についてそれぞれ下記のとおり削減目標を定めるものとします。

② ごみ排出量の予測（排出削減の場合）

a. 収集ごみ

今後、生ごみの減量化等の各種施策を継続・強化することにより、現状のまま推移した場合に対して**1人1日平均排出量を5%削減**することを目標とします。（平成20～24年度にかけて1%ずつ削減。）

なお収集ごみ量は、1人1日平均排出量に将来人口を乗じて算出します。

b. 直接搬入ごみ

今後、特に事業系ごみの排出抑制のための各種施策を強化することにより、現状のまま推移した場合に対して**年間排出量を5%削減**することを目標とします。（平成20～24年度にかけて1%ずつ削減。）

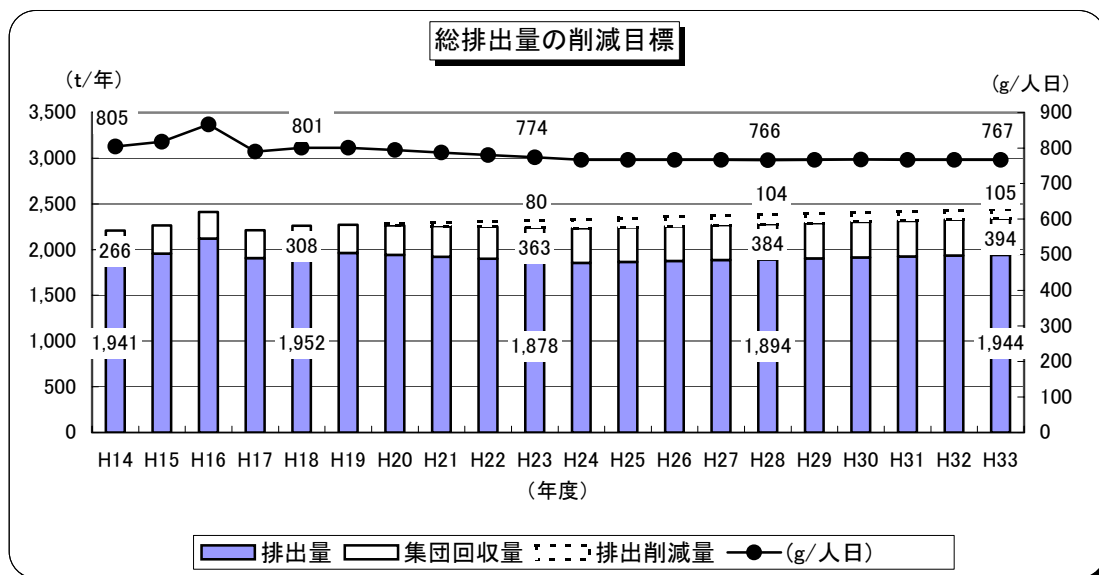
c. 集団回収

集団回収の推進により資源回収量の増加を目指し、収集ごみから資源化可能な古紙等を回収することにより、**1人1日平均排出量を18%増加**することを目標とします。（平成20～24年度にかけて3.6%ずつ増加。）

なお集団回収量は、1人1日平均排出量に将来人口を乗じて算出します。

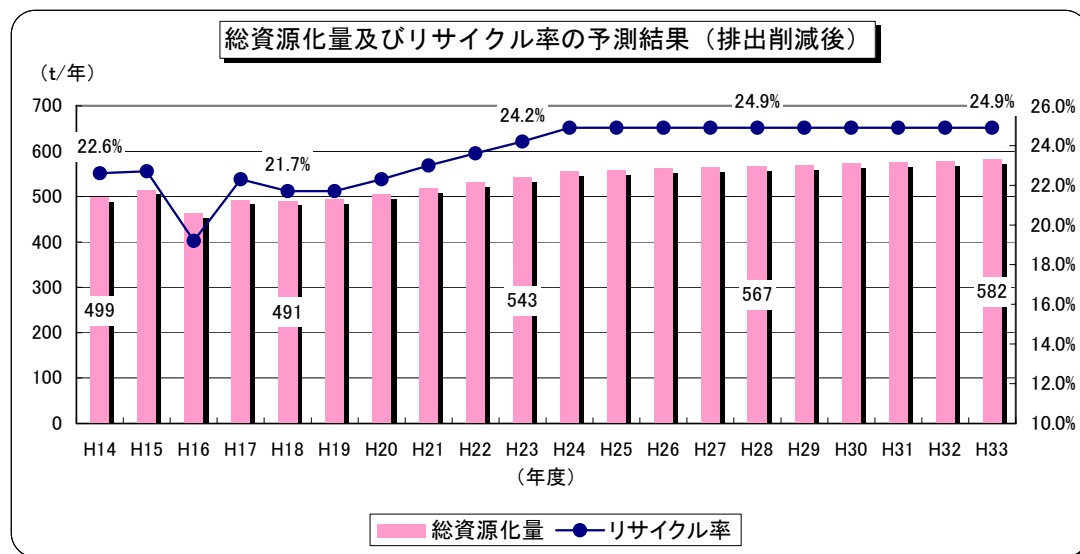
③ 排出量の削減結果

前項の条件により見通した排出削減の場合の総排出量（収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量）は、現状（平成18年度）の2,260 t/年に対して平成33年度で3.5%増加の2,338 t/年（排出量1,944 t/年＋集団回収量394 t/年）となります。



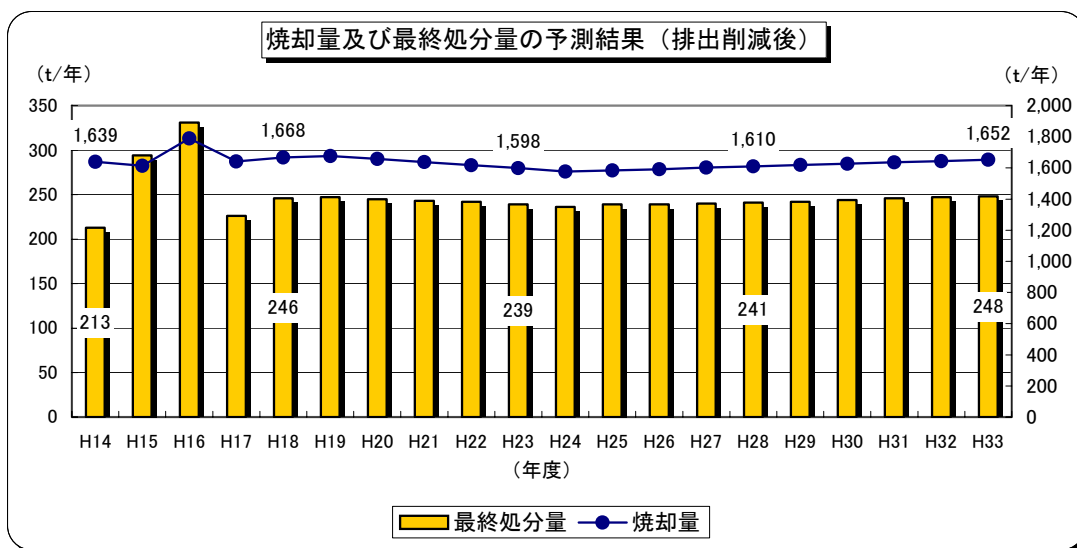
④ リサイクルの目標

総資源化量は、現状（平成18年度）の491 t/年に対して平成33年度で18.5%増加の582 t/年、リサイクル率は、現状（平成18年度）の21.7%に対して平成33年度で24.9%を目標とします。



⑤ 最終処分量の削減目標

最終処分量（焼却残渣＋処理後不燃残渣）は、現状（平成18年度）の246 t／年に対して平成33年度で0.8%増加の248 t／年とすることを目標とします。



以上で定めた排出量の削減目標による、総排出量及び処理量の予測結果は、次のとおりです。

■ごみ排出量の実績及び見通し（排出削減の場合）

項目\年度		単位	平成18	平成23	平成28	平成33
計画収集人口		人	7,730	7,937	8,144	8,351
自家処理人口			0	0	0	0
総人口			7,730	7,937	8,144	8,351
収集ごみ	可燃ごみ	t/年	1,412	1,346	1,354	1,388
	不燃ごみ		40	39	40	41
	資源ごみ		130	128	130	134
	プラスチックごみ		34	34	34	35
	粗大ごみ		68	67	68	70
	合計		1,684	1,614	1,626	1,668
	可燃ごみ	g/人日	500.5	464.5	455.5	455.5
	不燃ごみ		14.2	13.6	13.5	13.5
	資源ごみ		46.1	44.3	43.8	43.8
	プラスチックごみ		12.1	11.6	11.5	11.5
	粗大ごみ		24.1	23.1	22.9	22.9
	合計		596.9	557.1	547.0	547.2
	直接搬入ごみ		t/年	268	264	268
		g/人日	95.0	91.1	90.2	90.5
排出量（=収集+直搬）		t/年	1,952	1,878	1,894	1,944
		g/人日	691.8	648.3	637.2	637.8
家庭系ごみ		t/年	1,756	1,689	1,704	1,749
		g/人日	622.4	583.0	573.2	573.8
事業系ごみ		t/年	196	189	190	195
		g/人日	69.5	65.2	63.9	64.0
集団回収量		t/年	308	363	384	394
		g/人日	109.2	125.2	129.2	129.2
自家処理量		t/年	0	0	0	0
		g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0
総排出量		t/年	2,260	2,241	2,278	2,338
		g/人日	801.0	773.6	766.3	767.0

■ ごみ処理内訳の実績及び見通し（排出削減の場合）

項目\年度		単位	平成18	平成23	平成28	平成33
中間処理量	焼却処理	t/年	1,668	1,598	1,610	1,652
	直接焼却		1,662	1,592	1,604	1,646
	処理後焼却		6	6	6	6
	中間処理	t/年	280	276	280	288
	資源化		173	170	173	178
	処理後焼却		6	6	6	6
	処理後埋立		101	100	101	104
再生利用量	直接資源化量	t/年	10	10	10	10
	ペットボトル		8	8	8	8
	乾電池		2	2	2	2
	処理後資源化	t/年	173	170	173	178
	金属類		96	94	96	99
	ガラス類		77	76	77	79
	集団回収量	t/年	308	363	384	394
	紙類		291	343	363	372
	金属類		4	5	5	5
	ガラス類		0	0	0	0
	ペットボトル		0	0	0	0
	布類		13	15	16	17
	その他		0	0	0	0
	再生利用量計（総資源化量）		491	543	567	582
最終処分量	直接埋立量	t/年	0	0	0	0
	焼却残渣		145	139	140	144
	処理後不燃残渣		101	100	101	104
	最終処分量計		246	239	241	248
リサイクル率		%	21.7	24.2	24.9	24.9

4 ごみの排出抑制のための方策

ごみの発生・排出抑制のための方策として、行政、住民及び事業者がそれぞれ各々果たすべき役割・方策を以下に示します。

(1) 行政における役割、方策

本町におけるごみの減量化・再生利用を図るため、行政・住民・事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとします。

① 広報・啓発活動の充実

住民・事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する広報・啓発を徹底することに努めます。

- 広報誌・回覧板によるPR活動
- ごみの出し方・ごみカレンダーの各戸配布
- 家電リサイクル法及びパソコンリサイクルの周知
- マイバッグキャンペーンの推進
- 資源ごみ集団回収奨励金交付制度、小規模環境施設整備事業の普及推進
- ごみステーション用看板の作成及び設置

② 有料化

排出抑制の誘引策となり、かつ排出者相互の負担の公平性が確保されるよう、排出者から排出量に応じた料金の徴収について検討します。

本町では指定袋（有料）による収集を平成8年6月から行っています。

また、直接搬入ごみについては、御坊広域清掃センターで処理手数料（家庭系10kg 30円《税別》、事業系10kg 100円《税別》）を徴収しています。

家庭系ごみについては、今後の排出量の状況や減量化目標の達成状況等や他自治体の動向をみながら、袋の価格の見直しについて検討するものとし、同様に事業系ごみの処理手数料についても必要に応じて見直していくものとします。

また、現在、燃える大型ごみ・燃えない大型ごみは他のごみと同様にステーション収集を行っていますが、今後必要に応じて申込制の導入について検討します。

③ ごみの減量化・再生利用に対する助成、支援

現在、実施している小規模環境施設整備事業及び資源ごみ集団回収奨励金交付制度の普及促進に努めるとともに、必要に応じて見直していくものとします。

④ 再生品の使用推進

事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材による再生品等の使用に努めます。

(2) 住民における役割、方策

住民の方には、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、町

が行うごみの減量化・再生利用に関する施策に協力をお願いします。

① 資源等分別回収の推進

- 新聞・雑誌・ダンボール・古布等については、集団回収を行っている学校（PTA）や子ども会・自治会などの団体及び資源回収業者へ出すようにしてもらいます。
- 廃家電やパソコンをはじめ販売店等で引取可能なものは、できるだけ引き取ってもらうようにし適正なルートでの処理・再生を推進します。
- リターナブルビンについては、できるだけ販売店等に戻すようお願いいたします。
- ペットボトル、乾電池等の拠点回収・店頭回収を積極的に利用してもらいます。
- フリーマーケットの場、民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却・交換してもらいます。
- 町が実施するごみの分別収集に理解を頂き、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行うようお願いいたします。

② 生ごみの減量化

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどして残さず食事するようにお願いします。

また、生ごみは極力水切りするとともに、生ごみ処理機器等を活用して家庭内での堆肥化等に努めて頂きます。

③ 過剰包装の自粛

マイバッグを持参し、レジ袋等のごみを減らすよう啓発します。また、贈物等の際も簡易包装のものを選ぶよう配慮して頂きます。

④ 再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等の再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、物をむだに消費しない生活スタイルを心がけるよう啓発します。

(3) 事業者における役割、方策

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量化に努めるとともに、町が行うごみの減量化・再生利用に関する施策に協力して頂きます。

① ごみ排出事業者の役割

- 事業活動にともなって発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努めるものとします。
- 多量のごみを排出する事業所は、減量化・再資源化計画を作成し実行してもらいます。また、従業員に対してごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚を図ってもらいます。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めてもらうとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めてもらいます。
- 「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進してもらいます。
- ごみを排出する場合は、町の実施している分別区分を遵守してもらいます。排出する場

合は御坊広域清掃センターへ直接搬入するか町の委託業者に委託してもらいます。

② 製造事業者の役割

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努めてもらいます。
- 有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図ってもらいます。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努めてもらいます。
- 宣伝・広告を通じて消費者にごみ減量化・再資源化の意識高揚を行ってもらいます。

③ 流通業者・販売業者の役割

- 過剰包装を行わず適正包装の推進及び適正包装の方法の開発を行ってもらいます。
- 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努めてもらいます。
- 家電製品等については極力引き取ってもらうようお願いします。
- 消費者にマイバッグの持参を呼びかけてもらいます。
- 消費者へ再生品の利用を推進してもらいます。

5 分別収集計画

(1) 容器包装廃棄物

現在、容器包装リサイクル法に基づく容器包装のうち、缶類・ビン類については資源ごみとして、ダンボール・紙パック（紙製容器包装）については焼却ごみの一部として分別収集しています。

また、ダンボールについては集団回収も行っています。

さらに、ペットボトルについては、Aコープひだか店において拠点回収をしています。

その他のプラスチック製容器包装については、小型プラスチックごみとして分別収集しています。

今後とも現状の分別収集体制を維持していくものとするが、容器包装リサイクル制度の見直しや社会情勢の変化等により、必要に応じて分別収集体制の見直しについて検討していくものとします。

■ 容器包装の分別収集計画

容器包装廃棄物		分別区分	回収方法	選別・保管等	備考
金属類	スチール製容器	資源ごみ	町の委託業者による定期収集	組合委託業者（資源化）	
	アルミ製容器				
ガラス類	無色のガラス製容器	資源ごみ	町の委託業者による定期収集	組合委託業者（資源化）	
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	焼却ごみ ・ 集団回収	町の委託業者による定期収集	組合委託業者（資源化）	
	ダンボール		住民団体等による集団回収	資源化業者（資源化）	
	その他の紙製容器包装				
プラスチック	ペットボトル	拠点回収	組合による定期収集	組合委託業者（資源化）	
	白色発泡スチロール	小型プラスチックごみ	町の委託業者による定期収集	組合委託業者（減容処理）	埋立処分
	その他プラスチック製容器包装				

(2) ごみの分別区分

家庭系ごみについては、当面、現状の分別区分を維持していくものとしますが、今後、関連リサイクル法の制定・改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直していくものとします。また、事業系ごみについても、基本的には家庭系ごみの分別区分に準じるものとします。

6 ごみの適正処理計画

(1) 収集・運搬計画

本町において排出されるごみを迅速かつ衛生的に収集・運搬し、住民の生活環境を清潔に保持するものとします。

① 収集・運搬の方法

収集区域は、行政区域全域とします。

家庭系ごみについては、当面、現状の収集・運搬体制を維持していくものとし、今後の社会情勢の変化や排出状況等に応じて、収集頻度や排出方法を見直すものとします。

事業系ごみについても、現状どおり家庭系ごみと同様の収集・委託業者による収集または直接搬入としますが、処理手数料については必要に応じて見直していくものとします。

② 収集・運搬の量

収集・運搬の量は、以下に示すとおりです。

■ 収集・運搬の量（排出削減の場合）

項目\年度		単位	平成18	平成23	平成28	平成33
収集ごみ	可燃ごみ	t/年	1,412	1,346	1,354	1,388
	不燃ごみ		40	39	40	41
	資源ごみ		130	128	130	134
	プラスチックごみ		34	34	34	35
	粗大ごみ		68	67	68	70
	合計		1,684	1,614	1,626	1,668
	可燃ごみ	g/人日	500.5	464.5	455.5	455.5
	不燃ごみ		14.2	13.6	13.5	13.5
	資源ごみ		46.1	44.3	43.8	43.8
	プラスチックごみ		12.1	11.6	11.5	11.5
	粗大ごみ		24.1	23.1	22.9	22.9
合計	596.9		557.1	547.0	547.2	
直接搬入ごみ		t/年	268	264	268	276
		g/人日	95.0	91.1	90.2	90.5
排出量（=収集+直搬）		t/年	1,952	1,878	1,894	1,944
		g/人日	691.8	648.3	637.2	637.8
家庭系ごみ		t/年	1,756	1,689	1,704	1,749
		g/人日	622.4	583.0	573.2	573.8
事業系ごみ		t/年	196	189	190	195
		g/人日	69.5	65.2	63.9	64.0

(2) 中間処理計画

ごみとして排出されたものについては、中間処理施設で極力資源化・減量化・減容化・安定化することにより最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、中間処理にあたっては、ダイオキシン類対策等の環境保全に十分配慮した処理を行うこととします。

① 中間処理の方法

本町で発生するごみについては、御坊広域清掃センターで中間処理（焼却・破碎・選別・減容等）を行うものとします。

また、御坊広域清掃センターの焼却施設は、平成10年度に竣工した施設であり、廃棄物処理施設の耐用年数は15～20年と言われていることから、本計画の目標年度である平成33年度までには新施設の更新に向けた計画を進めていく必要があります。

② 中間処理の量

中間処理の量は、以下に示すとおりです。

■ 中間処理量（排出削減の場合）

項目\年度		単位	平成18	平成23	平成28	平成33	
中間 処理 量	焼却処理	t/年	1,668	1,598	1,610	1,652	
			直接焼却	1,662	1,592	1,604	1,646
			処理後焼却	6	6	6	6
	中間処理	t/年	280	276	280	288	
			資源化	173	170	173	178
			処理後焼却	6	6	6	6
			処理後埋立	101	100	101	104

(3) 再生利用計画

分別収集及び中間処理段階で回収された資源物については、資源として再生利用を推進します。

また、町が直接回収しない拠点回収・店頭回収や法定リサイクル（家電・パソコン等）についても、適正かつ積極的な利用を啓発していきます。

① 再生利用の方法

a. 集団回収や分別収集による再生利用

集団回収による古紙類（新聞・雑誌・ダンボール等）及び古着類や、分別収集によるスチール缶・アルミ缶・ビン類については、民間の資源化業者により資源として再生利用します。

b. 家電及びパソコンの再生利用

家電リサイクル法に基づく家電5品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機）及び資源有効利用促進法に基づく家庭用パソコンについては、適正な回収・リサイ

クルルートにより資源物の再生利用を行います。

c. 拠点回収・店頭回収による再生利用

A コープひだか店で回収されているペットボトル・乾電池等については、適正な回収・リサイクルルートにより資源物の再生利用を行います。

② 再生利用の量

再生利用の量は、以下に示すとおりです。

■再生利用量（排出削減の場合）

項目\年度		単位	平成18	平成23	平成28	平成33
再生 利用 量	直接資源化量	t/年	10	10	10	10
	ペットボトル		8	8	8	8
	乾電池		2	2	2	2
	処理後資源化	t/年	173	170	173	178
	金属類		96	94	96	99
	ガラス類		77	76	77	79
	集団回収量	t/年	308	363	384	394
	紙類		291	343	363	372
	金属類		4	5	5	5
	ガラス類		0	0	0	0
	ペットボトル		0	0	0	0
	布類		13	15	16	17
	その他		0	0	0	0
再生利用量計（総資源化量）		491	543	567	582	

(4) 最終処分計画

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化により、最終処分量を削減するとともに、適正に埋立処分を行うものとします。

① 最終処分の方法

中間処理施設で発生する焼却残渣や不燃残渣等を可能な限り減量化・減容化した上で、大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託します。

② 最終処分の量

最終処分の量は、以下に示すとおりです。

■最終処分量（排出削減の場合）

項目\年度		単位	平成18	平成23	平成28	平成33
最終 処分 量	直接埋立量	t/年	0	0	0	0
	焼却残渣		145	139	140	144
	処理後不燃残渣		101	100	101	104
	最終処分量計		246	239	241	248

(5) 適正処理困難物等

① 適正処理困難物

本町では、処理困難物として以下のものを指定しており、販売店等の専門業者に処理を依頼するよう指導していきます。

◆ 処理困難物

- プロパンガスボンベ、農業用ビニール、瓦、消火器、ピアノ、農薬、殺虫剤、漂白剤等の液体、ピクリンの缶（販売店に引き取り）、廃タイヤ、コンクリートガラ、焼却灰・土砂、バッテリー、有害危険ゴミ（乾電池類《ボタン型水銀を含む》）
- ダイオキシン発生に関わる事業系ゴミ
- 産業廃棄物・感染性医療廃棄物

② 医療系廃棄物

上記にも含まれますが、特に感染性医療廃棄物は「特別管理一般廃棄物」に指定されており、医療機関自ら適正な処理・処分を行うよう指導していきます。

また、在宅医療廃棄物の中には、注射針等の鋭利なものや血液等が付着して感染性のおそれがあるものも含まれているため、今後も医療機関等において適正に処理するよう指導していきます。

(6) 災害廃棄物

自然災害等により大量に発生する災害廃棄物については、町の定めた日高町地域防災計画を踏まえ、地域内及び周辺地域との連携体制を構築し、広域的処理体制の確保を図ります。

また、御坊広域清掃センター最終処分場についてもまだ埋立容量が残っており、緊急時などには災害廃棄物の仮置き場または最終処分に利用することができます。

(7) 不法投棄防止対策

不法投棄については、地域と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、職員によるパトロールの強化やクリーン大作戦の実施による美化に努め、街灯の設置等を行い、不法投棄の防止を図ります。

7 計画の推進

(1) 計画の推進状況の把握

毎年、ごみ処理実施計画において基本計画の進捗状況を把握し、減量化目標等の達成状況について評価するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。また、進捗状況等については、広報等により住民にも周知し、ごみの減量化・再資源化に関する意識の高揚を図ります。

(2) 計画の見直し

今後の経済社会状況やごみ量の変化などに的確に対応した基本計画の運用を図るため、廃棄物の情勢に大きな変化があった場合や5年ごとに計画全体の施策について評価・点検を行い、見直すものとします。

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の体系

① 生活排水処理の沿革

わが国の生活排水（し尿及び生活雑排水※）の処理は、公衆衛生の改善の立場から始まり、近年では水質の保全・改善及び生活環境の向上の立場から種々の処理施設の整備が行われてきています。その対策として、これまで公共下水道を軸に大都市の市街地を中心に整備が進められ、その普及率も高くなってきてはいますが、整備に要する膨大な経費や時間の制約により、公共下水道で全国津々浦々まで網羅するには、相当の年月が必要となっています。特に、農山村、漁村等、小規模で散在する集落を抱える自治体にとっては、その建設に多くの困難を伴うものです。

今日では、このような状況に加え、国民の生活環境の質に対する要求が高度化していることを踏まえ、身近な水や緑を保全・整備し、景観などにも配慮した快適な生活環境施設として、公共下水道以外に、農業・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽などの新たな生活排水処理施設に係る補助制度の整備が進み、地域の実情に即した適正な処理方式を選定できる条件が整えられています。

このような状況の中、本町では、農業・漁業集落排水処理施設の整備及び合併処理浄化槽の設置を中心として、生活排水処理を推進し、公共用水域の水質保全に取り組んできました。

しかしながら、し尿のくみ取りや単独処理浄化槽を設置している家庭のように、生活雑排水については未処理のまま公共用水域に排出されている地域がまだまだ残っており、河川等の水質汚濁が懸念されている状況です。

以上のことから、今後、計画的に農業・漁業集落排水処理施設への加入推進を行うとともに、それ以外の地域における合併処理浄化槽の設置を推進し、地域の水質保全に努める必要があります。

また、美しい水と緑の環境を守り育てることができるよう、住民への啓発を行っていくことも必要です。

※生活雑排水＝日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などの排水をいいます。

③ 生活排水の処理主体

各処理施設の処理主体は、次のとおりです。

■生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
汚泥再生処理センター (し尿処理施設)	し尿・浄化槽汚泥・ 集落排水汚泥	御坊広域行政事務組合
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人・事業所
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業所
農業・漁業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	日高町

(2) 生活排水処理の状況

① し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の状況

a. 収集対象地域

し尿・浄化槽汚泥の収集区域は、全行政区域を対象としています。

b. 収集人口

収集人口は次のとおりであり、し尿収集人口は年々減少、合併処理浄化槽人口は平成16年度まで増加後した後減少、単独処理浄化槽人口は年々減少（平成18年度に増加）しています。これは、本計画策定時に平成18年度の数値を見直したためであり、実際には合併処理浄化槽人口は年々増加、単独処理浄化槽人口は年々減少しているものと考えられます。

■し尿・浄化槽汚泥収集人口の推移

項目\年度	単位	年 度				
		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
行政区域内人口	人	7,513	7,562	7,620	7,677	7,730
し尿収集人口	人	4,055	3,991	3,980	3,635	3,495
浄化槽人口	人	2,663	2,635	2,530	2,473	2,554
合併処理浄化槽人口	人	2,257	2,331	2,400	2,360	2,257
単独処理浄化槽人口	人	406	304	130	113	297

c. 収集形態

し尿・浄化槽汚泥の収集形態等は次のとおりであり、し尿・浄化槽汚泥とも許可業者による収集を行っています。また手数料徴収方法は、下表のとおりです。

■し尿・浄化槽汚泥の収集形態

項目	し尿	浄化槽汚泥
収集形態	許可	
手数料徴収方法	従量制	定額制
業者数	2業者	
収集車両台数	2 t 車 1 台 3 t 車 1 台 4 t 車 3 台 計 5 台	

② 排出量の推移

a. し尿・汚泥排出量の実績

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績は次のとおりであり、し尿排出量は年々減少している一方、浄化槽汚泥量及び農業・漁業集落排水汚泥量は年々増加してきています。

■し尿・浄化槽汚泥等排出量の推移

項目\年度	単位	年 度				
		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
年間収集量	kl/年	5,041	5,079	5,026	5,122	4,967
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
し 尿	kl/年	3,041	2,726	2,520	2,124	1,771
	%	60.3	53.7	50.1	41.5	35.7
浄化槽汚泥	kl/年	1,942	2,070	2,164	2,549	2,758
	%	38.5	40.8	43.1	49.8	55.5
合併処理浄化槽汚泥	kl/年	1,615	1,789	1,941	2,287	2,508
	%	32.0	35.2	38.6	44.7	50.5
単独処理浄化槽汚泥	kl/年	327	281	223	262	250
	%	6.5	5.5	4.4	5.1	5.0
農業・漁業集落排水汚泥	kl/年	58	283	342	449	438
	%	1.2	5.6	6.8	8.8	8.8
下水汚泥	kl/年	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日平均収集量	kl/日	13.8	13.9	13.8	14.0	13.6
し 尿	kl/日	8.3	7.4	6.9	5.8	4.9
浄化槽汚泥	kl/日	5.3	5.7	5.9	7.0	7.6
合併処理浄化槽汚泥	kl/日	4.4	4.9	5.3	6.3	6.9
単独処理浄化槽汚泥	kl/日	0.9	0.8	0.6	0.7	0.7
農業・漁業集落排水汚泥	kl/日	0.2	0.8	0.9	1.2	1.2
下水汚泥	kl/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

b. 生活排水処理形態別人口の実績

本町における生活排水処理形態別人口の実績は次のとおりです。

● 農業・漁業集落排水処理施設

農業・漁業集落排水処理施設は平成12年度から供用開始し、平成20年度にはすべての施設が供用開始予定です。(平成19年12月末現在。)平成18年度の人口は1,681人となっています。

● 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、農業・漁業集落排水処理施設の整備区域以外の地域において設置の普及に努めています。平成18年度の人口は2,257人となっており、生活排水処理形態別人口の中でし尿収集人口に次いで多い状況です。

● 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽人口については、農業・漁業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の普及に伴って年々減少してきています。平成18年度で297人となっています。

● し尿収集人口

し尿収集人口は、農業・漁業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の普及に伴って年々減少してきています。しかしながら、平成18年度で3,495人となっており、生活排水処理形態別人口の中でし尿収集人口が最も多い状況です。

● 生活排水処理率

生活排水処理率^{*}は年々増加してきており、平成18年度では50.9%となっています。

$$\text{※生活排水処理率} = \frac{\text{(農業・漁業集落排水処理人口 + 合併処理浄化槽人口)}}{\text{計画処理区域内人口}}$$

■生活排水処理形態別人口の推移

項目\年度	単位	年 度				
		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
行政区域内人口	人	7,513	7,562	7,620	7,677	7,730
計画処理区域内人口	人	7,513	7,562	7,620	7,677	7,730
非水洗化人口	人	4,055	3,991	3,980	3,635	3,495
し尿収集人口	人	4,055	3,991	3,980	3,635	3,495
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	3,458	3,571	3,640	4,042	4,235
公共下水道人口	人	0	0	0	0	0
農業・漁業集落排水処理人口	人	795	936	1,110	1,569	1,681
浄化槽人口	人	2,663	2,635	2,530	2,473	2,554
合併処理浄化槽人口	人	2,257	2,331	2,400	2,360	2,257
単独処理浄化槽人口	人	406	304	130	113	297
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	40.6	43.2	46.1	51.2	50.9

c. し尿・浄化槽汚泥等1人1日平均排出量の推移

排出量をそれぞれの対象人口で除して算出した1人1日平均排出量（原単位：ℓ/人日）は次のとおりです。

平成18年度の値は、高い順に合併処理浄化槽汚泥3.04ℓ/人日、単独処理浄化槽汚泥2.31ℓ/人日、し尿1.39ℓ/人日、農業・漁業集落排水汚泥0.71ℓ/人日の順になっており、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（社）全国都市清掃会議」の統計資料の順と比較すると、単独浄化槽汚泥がし尿よりも高くなっています。

■し尿・浄化槽汚泥等1人1日平均排出量の推移

項目\年度	単位	年 度					過去5年 平均	計画設計 要領※
		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18		
し尿	ℓ/人日	2.05	1.87	1.73	1.60	1.39	1.73	2.26
浄化槽汚泥	ℓ/人日	2.00	2.15	2.34	2.82	2.96	2.45	1.26
合併処理浄化槽汚泥	ℓ/人日	1.96	2.10	2.22	2.65	3.04	2.39	2.61
単独処理浄化槽汚泥	ℓ/人日	2.21	2.53	4.70	6.35	2.31	3.62	1.11
農業・漁業集落排水汚泥	ℓ/人日	0.20	0.83	0.84	0.78	0.71	0.67	—

注) 1人1日平均排出量は下記の方法により算出

し尿：し尿量(kℓ/年)÷し尿収集人口(人)÷365(日)×1,000

※平成15年度は366日とした。

浄化槽汚泥：浄化槽汚泥量(kℓ/年)÷浄化槽人口(人)÷365(日)×1,000

農業・漁業集落排水汚泥：農業・漁業集落排水汚泥量(kℓ/年)÷農業・漁業集落排水人口(人)÷365(日)×1,000

※汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（社）全国都市清掃会議

③ 処理の状況

a. し尿・浄化槽汚泥の処理施設

本町のし尿・浄化槽汚泥等は、御坊広域行政事務組合の御坊クリーンセンター（汚泥再生処理センター）において処理しています。

施設の概要は次のとおりです。

■し尿処理施設の概要

項目\施設名	御坊クリーンセンター（汚泥再生処理センター）	
設置主体	御坊広域行政事務組合	
処理対象区域	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町	
所在地	御坊市熊野1282番地	
建築面積	2,393.95m ²	
延床面積	4,192.11m ²	
着工年月	平成16年7月	
竣工年月	平成18年3月	
処理能力	131kl/日（し尿52kl/日・浄化槽汚泥79kl/日）	
処理方式	水処理	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理 造粒濃縮脱水+膜分離+脱窒素処理+活性炭吸着処理
	汚泥処理	ベルトプレス脱水（含水率70%以下） →清掃センター焼却炉（助燃剤として）→埋立処分
	脱臭処理	高濃度臭気：生物脱臭+酸・アルカリ次亜塩酸+活性炭 中濃度臭気：酸・アルカリ次亜塩酸+活性炭 低濃度臭気：活性炭
希釈水	地下水（ポンプ場：御坊市野口353番地1）	
放流先	2級河川 熊野川	
運転管理体制	直営	

b. 処理量の実績

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の実績は次のとおりです。

御坊クリーンセンターの平成18年度における処理量（日平均）は124.4 kl/日となっており、処理能力131 kl/日に対する処理量の率は95.0%となっています。

本町分は13.6 kl/日であり、全体の10.9%を占めています。

■処理量の実績（御坊クリーンセンター処理量及び本町分処理量）

項目\年度	単位	年 度				
		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
組合合計処理量	kl/日	124.5	126.0	124.1	124.9	124.4
し尿	kl/日	69.0	68.1	61.8	53.7	47.2
浄化槽汚泥	kl/日	53.2	53.6	57.1	64.9	69.9
単独処理浄化槽汚泥	kl/日	28.4	27.0	26.8	29.2	31.6
合併処理浄化槽汚泥	kl/日	24.8	26.7	30.3	35.7	38.3
農業・漁業集落排水汚泥	kl/日	2.4	4.2	5.2	5.8	6.6
下水汚泥	kl/日	0.0	0.0	0.0	0.4	0.7
（うち本町分）	kl/日	13.8	13.9	13.8	14.0	13.6
し尿	kl/日	8.3	7.5	6.9	5.8	4.9
浄化槽汚泥	kl/日	5.3	5.7	5.9	7.0	7.6
単独処理浄化槽汚泥	kl/日	0.9	0.8	0.6	0.7	0.7
合併処理浄化槽汚泥	kl/日	4.4	4.9	5.3	6.3	6.9
農業・漁業集落排水汚泥	kl/日	0.2	0.8	0.9	1.2	1.2
下水汚泥	kl/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

c. 月別変動

御坊クリーンセンターへのし尿及び浄化槽汚泥等の搬入量（＝処理量）について、月別の変動係数（各月毎の1日平均排出量を年間の1日あたり平均排出量で除したもの）をみると、各年度ともほぼ同様な傾向を示しており、夏場（7月）、年末（12月）及び年度末（2月～3月）に高くなる傾向があります。また最も低いのは年始（1月）となっています。

■月別変動の実績（御坊クリーンセンター処理分）

年度\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成14	1.01	1.00	0.99	1.09	0.99	0.89	0.93	1.02	1.02	0.87	1.09	1.10
平成15	0.98	1.00	1.00	1.09	0.95	0.94	0.99	1.00	1.04	0.88	1.00	1.12
平成16	0.99	0.93	1.00	1.06	0.92	0.94	0.94	1.06	1.11	0.88	1.06	1.13
平成17	1.00	0.96	1.02	1.04	0.95	0.97	0.89	1.04	1.05	0.87	1.08	1.15
平成18	0.99	0.98	1.02	1.00	0.93	1.01	0.93	1.01	1.07	0.89	1.08	1.10

また、過去5年間の月最大変動係数は、1.10～1.15となっており、標準的な変動の範囲となっています。

（「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（社）全国都市清掃会議」における月最大変動係数の標準値＝1.15）

■月最大変動係数の実績（御坊クリーンセンター処理分）

項目\年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
月最大変動係数	1.10	1.12	1.13	1.15	1.10

d. し渣及び脱水汚泥の発生量

御坊クリーンセンターにおけるし渣及び脱水汚泥の発生量は次のとおりです。

■し渣及び脱水汚泥の発生量の実績
（御坊クリーンセンター処理分）

区分 年度	し渣 (t)	脱水汚泥 (t)	合計 (t)
平成14	64.08	1,538.55	1,602.63
平成15	57.84	1,499.42	1,557.26
平成16	48.75	1,510.70	1,559.45
平成17	44.28	1,769.23	1,813.51
平成18	7.50	1,803.61	1,811.11

e. し尿・浄化槽汚泥処理における問題・課題の抽出

本町のし尿・浄化槽汚泥等は、御坊クリーンセンターにおいて処理を行っています。

御坊クリーンセンターは、平成18年4月に汚泥再生処理センターとして供用開始したもので、組合構成1市5町から発生するし尿・浄化槽汚泥等を適正に処理しています。

f. 生活排水処理施設の整備状況

● 農業・漁業集落排水処理施設

農業・漁業集落排水処理施設は、山間・農村・漁村部における生活排水対策を担っており、最も早い処理区は平成12年度から供用開始しています。本町における農業・漁業集落排水処理施設の概要は次のとおりです。

現在、阿尾・産湯処理区、比井処理区、小浦処理区、谷口・小池処理区の4処理区においては供用開始しており、整備を完了しています。現在、内原処理区について整備を進めており、平成20年度供用開始予定です。(平成19年12月末現在。)

放流先は海域または和田川、西川です。

汚泥はいずれの施設も濃縮汚泥の形で御坊クリーンセンター(汚泥再生処理センター)に搬入し、処理を行っています。(予定含む)

■ 農業・漁業集落排水処理施設の概要(その1)

項目\処理区	阿尾・産湯処理区	比井処理区	小浦処理区
集落排水事業の種類	漁業集落環境整備事業	漁業集落環境整備事業	漁業集落環境整備事業
計画排水面積(ha)	8.4	13	3.7
認可済み面積(ha)	8.4	13	3.7
整備済み面積(ha) (平成18年度末)	8.4	13	3.7
処理能力(m ³ /日)	481	211	120
処理方式(水処理)	長時間ばっ気方式	接触ばっ気方式	接触ばっ気方式
処理方式(汚泥処理)	濃縮汚泥引抜	濃縮汚泥引抜	濃縮汚泥引抜
放流先	海域	海域	海域
汚泥の処分方法	し尿処理施設へ搬入	し尿処理施設へ搬入	し尿処理施設へ搬入
供用開始	平成12年6月	平成13年6月	平成14年6月
処理水質 BOD(mg/l)	20	20	20
〃 S S(mg/l)	50	50	50
全体計画処理人口(人) (定住+流入人口)	1,780	780	420
水洗化人口のうち 定住人口(人) (=管路接続人口) (平成18年度末現在)	583	348	160
全体計画処理人口(人) (定住人口)	870	451	210

■ 農業・漁業集落排水処理施設の概要（その２）

項目\処理区	谷口・小池処理区	内原処理区
集落排水事業の種類	農業集落排水事業	農業集落排水事業
計画排水面積 (ha)	26.7	60
認可済み面積 (ha)	26.7	60
整備済み面積 (ha) (平成 18 年度末)	26.7	40
処理能力 (m ³ /日)	370	1110
処理方式 (水処理)	連続流入間欠ばっ気方式	連続流入間欠ばっ気方式
処理方式 (汚泥処理)	濃縮汚泥引抜	濃縮汚泥引抜
放流先	和田川	西川
汚泥の処分方法	し尿処理施設へ搬入	し尿処理施設へ搬入
供用開始	平成 17 年 2 月	平成 20 年 (予定)
処理水質 BOD (mg/l)	20	15
〃 S S (mg/l)	50	10
全体計画処理人口 (人) (定住+流入人口)	1,370	4,110
水洗化人口のうち 定住人口 (人) (=管路接続人口) (平成 18 年度末現在)	557	0
全体計画処理人口 (人) (定住人口)	1,160	3,251

(平成 19 年 12 月末現在)

● 合併処理浄化槽

本町では、農業・漁業集落排水処理施設の計画区域に入っていない地域において、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付または市町村設置型合併処理浄化槽の普及促進を行っています。

過去 5 年間においては年間 4～30 基の補助を行っており、平成 19 年度以降も約 5 基/年の補助を予定しています。

2 基本方針

(1) 生活排水処理に係る基本理念

わが国では近年、一般家庭から生じる生活排水による水質汚濁及び生態系に与える影響も深刻な問題となっており、その対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきています。このような状況の中で、本町では、以下のとおり生活排水処理に係る基本理念を定めます。

生活排水の処理に係る基本理念

- ① 快適で清潔な生活環境づくりと公共用水域の自然環境を保全するため、より一層の農業・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備普及に努めます。
- ② 水洗化されていない家庭及び単独処理浄化槽の家庭、事業所に対しては、生活雑排水処理の整備推進のため、合併処理浄化槽等への転換を呼びかけていきます。
- ③ 水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する住民意識の向上を図ります。

(2) 生活排水処理の基本方針

生活排水処理対策の基本として、生活排水処理施設の整備を図るとともに、生活排水処理の必要性について啓発していくものとし、生活排水処理の基本方針については次のとおりとします。

① 農業・漁業集落排水処理施設整備の推進

■ 農業・漁業集落廃水処理施設について各家庭からの管渠への接続が円滑に行われるよう推進等を行います。

② 合併処理浄化槽整備の推進

■ 合併処理浄化槽について、今後も補助制度の広報等を行っていきます。

■ し尿くみ取り家庭や単独処理浄化槽の設置者については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の推進等を行います。

③ 生活排水対策の啓発

■ 生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について、住民の理解を深めるとともに、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策についても啓発を行っていきます。

3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

(1) 生活排水処理形態別人口の見通し

① 将来人口の見通し

将来人口（＝行政区域内人口）については、第3章において推計を行った結果を用います。

計画目標年度（平成33年度）における将来人口は、8,351人です。

② 計画処理区域内人口の見通し

平成18年度における計画処理区域は行政区域全域となっており、将来においても計画処理区域内人口は、行政区域内人口と同値です。

③ 水洗化・生活雑排水処理人口の見通し

a. 公共下水道

公共下水道の計画はありません。

b. 農業・漁業集落排水処理施設

農業・漁業集落排水処理施設のうち、整備済み4処理区については平成19年度以降横ばいで移行するものとします。1処理区については、平成20～22年度で整備、接続を完了するものとします。なお本計画では、定住人口を基本とします。また平成23年度以降は、将来人口の増加に比例して増加するよう補正を行います。

計画目標年度（平成33年度）の人口は5,434人となります。

c. コミュニティプラント

コミュニティプラントの整備計画はありません。

d. 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、平成19年度以降も補助事業により整備する計画です。各年度ごとに設置基数×1基あたり人口（平成18年度1世帯あたりの平均人口）ずつ増加する見込みとします。

計画目標年度（平成33年度）の人口は2,774人となります。

④ 水洗化・生活雑排水未処理人口の見通し

a. 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽については、し尿収集人口とともに、農業・漁業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備により減少していくものと考えられます。

したがって、平成19年度以降の単独処理浄化槽人口は、各年度の将来人口（計画処理区域内人口）から、水洗化・生活雑排水処理人口（農業・漁業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口）を差し引いたものに、平成18年度の単独処理浄化槽人口：し尿収集人口の比率を乗じることにより、単独処理浄化槽人口を求めるものとします。

計画目標年度（平成33年度）の人口は11人となります。

⑤ 非水洗化人口の見通し

a. し尿収集人口

上記の単独処理浄化槽の項に記載した算出方法により、平成19年度以降のし尿収集人口を求めます。

計画目標年度（平成33年度）の人口は132人となります。

b. 自家処理人口

自家処理人口はありません。

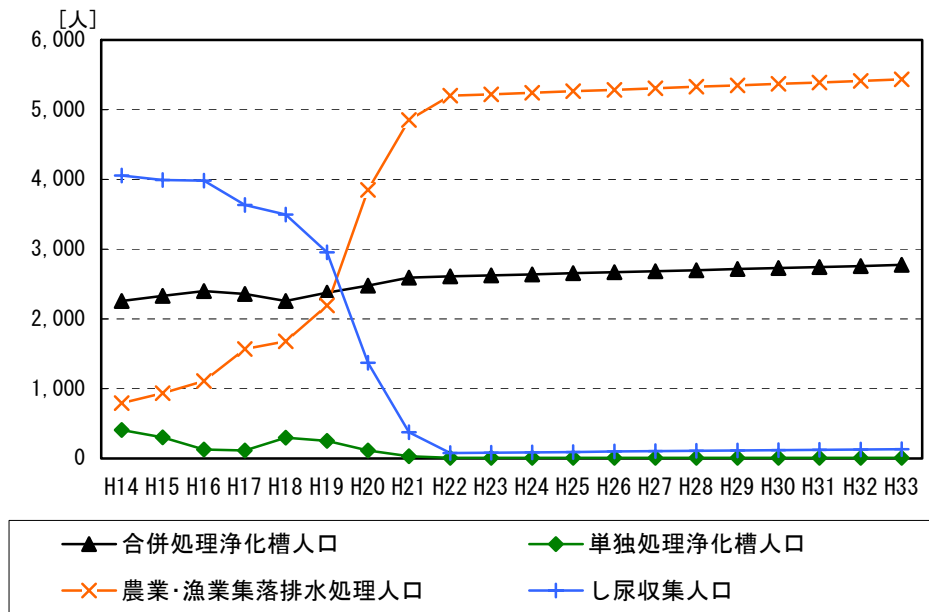
以上の考え方により、推計した生活排水処理形態別人口の推計結果は次のとおりです。

■生活排水処理形態別人口の推計結果

(単位：人)

年 度	行 政 区 域 内 人 口	公 共 下 水 道 人 口	農 業・漁 業 集 落 排 水 処 理 人 口	合 併 処 理 浄 化 槽 人 口	単 独 処 理 浄 化 槽 人 口	し 尿 収 集 人 口
平成14	7,513	0	795	2,257	406	4,055
平成15	7,562	0	936	2,331	304	3,991
平成16	7,620	0	1,110	2,400	130	3,980
平成17	7,677	0	1,569	2,360	113	3,635
平成18	7,730	0	1,681	2,257	297	3,495
平成19	7,771	0	2,193	2,374	251	2,953
平成20	7,813	0	3,849	2,477	116	1,371
平成21	7,854	0	4,854	2,594	32	374
平成22	7,896	0	5,200	2,609	7	80
平成23	7,937	0	5,222	2,624	7	84
平成24	7,978	0	5,242	2,639	8	89
平成25	8,020	0	5,264	2,654	8	94
平成26	8,061	0	5,284	2,669	8	100
平成27	8,103	0	5,306	2,684	9	104
平成28	8,144	0	5,328	2,699	9	108
平成29	8,185	0	5,348	2,714	10	113
平成30	8,227	0	5,370	2,729	10	118
平成31	8,268	0	5,392	2,744	10	122
平成32	8,310	0	5,413	2,759	11	127
平成33	8,351	0	5,434	2,774	11	132

■ 生活排水処理形態別人口の将来推計



(2) し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

し尿及び浄化槽汚泥等の発生量は、人口の変動や農業・漁業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の設置等の進捗により年々変化します。

ここでは、前項で見通した生活排水処理形態別人口のうち、し尿収集人口、浄化槽人口等の各種人口に、計画1日平均排出量を乗じることにより、将来のし尿・浄化槽汚泥等の排出量を見通します。

① し尿・浄化槽汚泥の計画1人1日平均排出量

し尿・浄化槽汚泥等の計画1日平均排出量は、平成18年度実績の値を用いるものとします。

■ 計画1人1日平均排出量

項目	計画1人1日平均排出量
し尿	1.39 ℓ/人日
合併処理浄化槽汚泥	3.04 ℓ/人日
単独処理浄化槽汚泥	2.31 ℓ/人日
農・漁業集落排水処理施設汚泥	0.71 ℓ/人日

② し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

し尿・浄化槽汚泥等排出量の見通しは、次に示すとおりです。

し尿量は、農業・漁業集落排水処理施設の整備及び合併処理浄化槽の設置普及に伴い年々減少する見通しで、計画目標年度(平成33年度)では0.2kl/日と、ほとんどなくなる見込みです。

浄化槽汚泥のうち、単独処理浄化槽汚泥についても、し尿と同様に年々減少する見通しで、平成33年度にはほとんどなくなる見込みです。

合併処理浄化槽汚泥については、設置補助等により普及に努めることから年々増加する見通しであり、平成33年度には8.4kℓ/日となる見込みです。

また農業・漁業集落排水処理施設の汚泥は、今後の整備・接続により増加する見通しで、平成33年度では3.9kℓ/日となる見込みです。

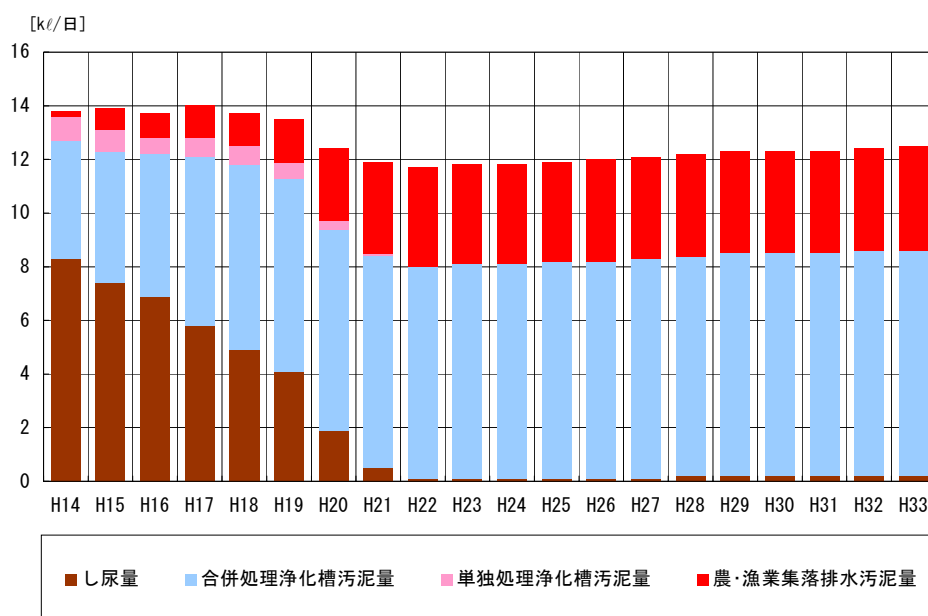
以上のとおり、し尿及び単独処理浄化槽汚泥は減少し、合併処理浄化槽及び農業・漁業集落排水処理施設からの汚泥が増加する結果となり、合計量としては年々増加する見通しで、計画目標年度（平成33年度）における合計量は12.5kℓ/日となる見込みです。

■し尿・浄化槽汚泥等排出量の見通し

区分\年度		単位	H18	H23	H28	H33	
			実績	見通し			
人口動態等	(1) 行政区域内人口	人	7,730	7,937	8,144	8,351	
	(2) 計画処理区域内人口	人	7,730	7,937	8,144	8,351	
	(3) し尿収集人口	人	3,495	84	108	132	
	水洗化人口	(4) 公共下水道人口	人	0	0	0	0
		(5) 農・漁業集落排水処理人口	人	1,681	5,222	5,328	5,434
		(6) 合併処理浄化槽人口	人	2,257	2,624	2,699	2,774
		(7) 単独処理浄化槽人口	人	297	7	9	11
	(8) 自家処理人口	人	0	0	0	0	
(9) 生活排水処理率 【{(4)+(5)+(6)}÷(2)】	%	50.9	98.9	98.6	98.3		
排出量	(10) し尿量 (3)×(22)	kℓ/日 (kℓ/年)	4.9 (1,771)	0.1 (37)	0.2 (73)	0.2 (73)	
	(11) 合併処理浄化槽の汚泥量 (6)×(23)	kℓ/日 (kℓ/年)	6.9 (2,508)	8.0 (2,920)	8.2 (2,993)	8.4 (3,066)	
	(12) 単独処理浄化槽の汚泥量 (7)×(24)	kℓ/日 (kℓ/年)	0.7 (250)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	
	(13) 農・漁業集落排水処理施設等汚泥量 (5)×(25)	kℓ/日 (kℓ/年)	1.2 (438)	3.7 (1,351)	3.8 (1,387)	3.9 (1,424)	
	(14) 下水汚泥量 (7)×(26)	kℓ/日 (kℓ/年)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	
	(15) 計 【Σ(10)～(14)】	kℓ/日 (kℓ/年)	13.6 (4,967)	11.8 (4,308)	12.2 (4,453)	12.5 (4,563)	
処理内訳	(16) し尿処理施設	kℓ/日 (kℓ/年)	13.6 (4,967)	11.8 (4,308)	12.2 (4,453)	12.5 (4,563)	
	(17) 下水道投入	kℓ/日 (kℓ/年)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	(18) 農村還元	kℓ/日 (kℓ/年)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	(19) 海洋投入	kℓ/日 (kℓ/年)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	(20) その他 ()	kℓ/日 (kℓ/年)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	(21) 計 【(15)と同値】	kℓ/日 (kℓ/年)	13.6 (4,967)	11.8 (4,308)	12.2 (4,453)	12.5 (4,563)	

区 分	1人1日平均排出量 (ℓ/人日)
(22) し 尿	1.39 ℓ/人日
計画諸元	
(23) 合併処理浄化槽の汚泥	3.04 ℓ/人日
(24) 単独処理浄化槽の汚泥	2.31 ℓ/人日
(25) 農・漁業集落排水処理施設汚泥	0.71 ℓ/人日
(26) 下水汚泥	0.00 ℓ/人日

■し尿・浄化槽汚泥等排出量の見通し



4 生活排水の処理計画

(1) 生活排水（水洗便所し尿・生活雑排水）の処理計画

① 処理の目標

本計画では、農業・漁業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の設置普及を中心として生活排水処理を進めていくものとし、生活排水処理率を計画目標年度（平成33年度）において98.3%とします。

■計画目標年度における生活排水処理率

項目\年度	平成18年度 (実績)	平成33年度 (計画目標年度)
1. 行政区域内人口	7,730人	8,351人
2. 計画処理区域内人口	7,730人	8,351人
3. 生活排水処理人口	3,938人	8,208人
生活排水処理率	50.9%	98.3%

※生活排水処理人口＝農・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽による処理人口

② 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域は、行政区域全域とし、計画目標年度（平成33年度）における生活排水処理人口は前項に示すとおり8,208人です。

③ 施設及びその整備計画の概要

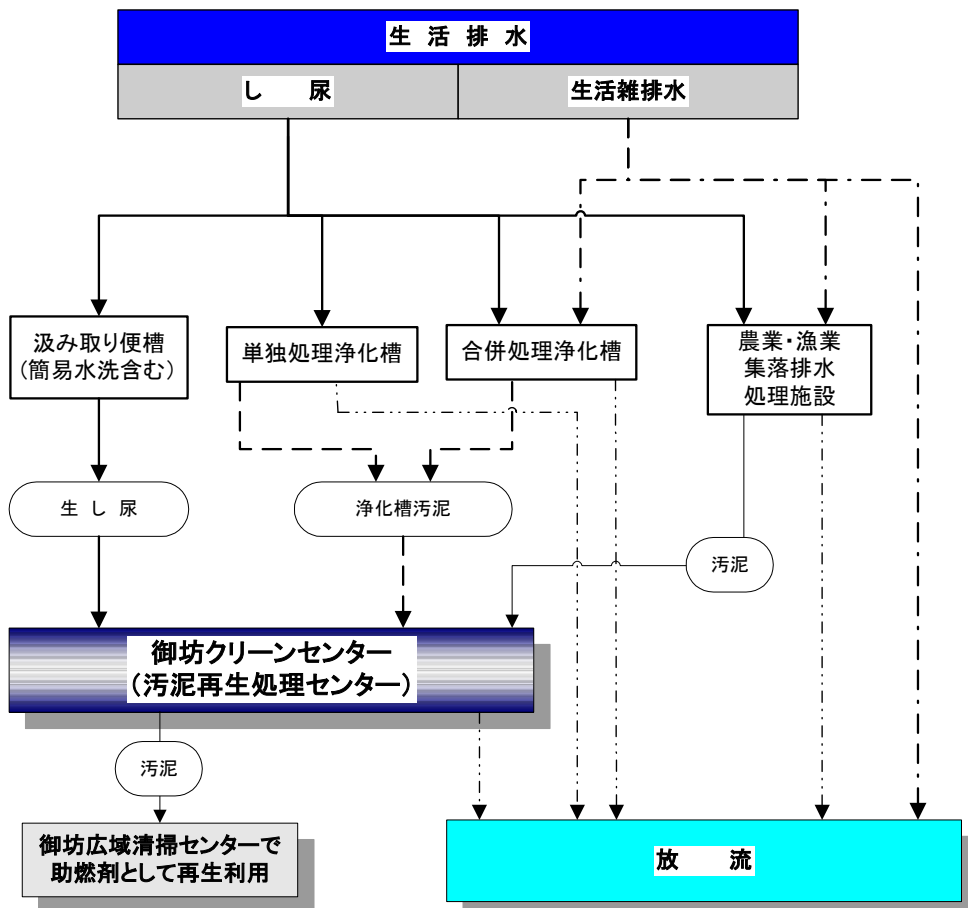
現段階で具体的になっている生活排水処理に関する施設及びその整備計画の概要は次のとおりです。

■施設及びその整備計画の概要

項目	実施区域	計画目標年度 (平成33年度) 計画処理人口	整備年度	備考
農業・漁業 集落排水 処理施設	農業集落排水 事業区域 漁業集落排水 事業区域	5,434人	平成12年度 ～ 平成22年度	(計5処理区) ・阿尾・産湯処理区 ・比井処理区 ・小浦処理区 ・谷口・小池処理区 ・内原処理区
合併処理 浄化槽	農業・漁業集 落排水事業区 域以外の全域	2,774人	毎年度	

④ 生活排水処理のあるべき姿

計画目標年度（平成33年度）における生活排水処理のイメージは次のとおりです。



(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

排出されたし尿及び浄化槽汚泥等を適正に収集・運搬、処理・処分できるよう計画します。

① 排出抑制・汚泥再生利用計画

a. 基本方針及び目標

御坊クリーンセンターにおいて発生する汚泥について、可能な限り再利用・再生利用することを目標とします。

b. 資源化・再生利用の方法

汚泥の資源化・再生利用の方法としては、①メタン回収による燃料利用、②汚泥の炭化、③堆肥化により肥料として利用、④脱水後、助燃剤として利用等の方法があります。

御坊クリーンセンターでは、汚泥は助燃剤として御坊広域清掃センターで再生利用します。

② 収集・運搬計画

a. 基本方針及び目標

し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬については、住民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とし、月変動を可能な限り平準化できるよう適切な収集・運搬体制を整えることを目標とします。

b. 収集・運搬の方法

現在行っているバキューム車による収集よりも優れた収集方法は現段階で考えられないため、将来もこの方法により収集・運搬を行うものとします。

③ 中間処理及び最終処分計画

a. 基本方針及び目標

御坊クリーンセンターにおいて、収集されたし尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理することを基本方針及び目標とします。

b. 中間処理及び最終処分の方法

し尿及び浄化槽汚泥等を御坊クリーンセンターにおいて適正に処理するものとします。

中間処理及び最終処分方法は現在、水処理では浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理によるものとし、高度処理として造粒濃縮脱水＋膜分離＋脱窒素処理＋活性炭吸着処理を行っています。また、汚泥処理では、ベルトプレス脱水（含水率70%以下）した後、御坊広域清掃センター焼却炉にて助燃剤として再生利用し、焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出し、埋立処分としています。

今後も、浄化槽汚泥比率が増加してくることが見込まれますが、同施設で十分対応可能であり、適正な維持管理を継続するものとします。

(3) その他

① 住民に対する広報・啓発活動

住民に対し、生活排水処理に関する内容の広報・啓発活動を行い、住民一人ひとりの意識高揚を図っていくことに努めます。

② 地域に関する諸計画との関係

地域に関する諸計画がある場合、生活排水対策に関するものについては、本計画との整合をとる必要があります。

本町の場合、農業・漁業集落排水事業計画が既に策定され、整備を進めている段階ですが、これらの進捗によりし尿、浄化槽汚泥等の量の変動することにもなるため、これらの計画の進捗状況についてもフォローアップしていくものとします。

③ 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法第3条第1項に基づく合理化事業計画の策定について

前述のとおり、今後、し尿及び浄化槽汚泥等の処理量が今後減少していく見通しであり、それに伴い現在の許可業者による収集・運搬の量も減少します。

今後、収集・運搬体制の適正な合理化のために、御坊広域行政事務組合構成市町等の関係市町とも調整しつつ、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法第3条第1項に基づく合理化事業計画の策定を検討していきます。